

壱岐市  
障がい福祉計画（第7期）  
障がい児福祉計画（第3期）

令和6年度～令和8年度

令和6年3月  
壱岐市

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の対象と範囲 .....	3
5 圏域での取組 .....	3
6 計画策定の体制 .....	4
7 「障がい」等の表記について .....	4
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	<b>5</b>
1 障がい者の状況 .....	5
（1）各種障害者手帳所持者数の推移 .....	5
（2）身体障害者手帳所持者の状況 .....	6
（3）知的障がい者の状況 .....	9
（4）精神障がい者の状況 .....	11
（5）難病、発達障害、高次脳機能障害について .....	12
（6）障がいのある人の教育環境について .....	13
（7）壱岐市における施設等の状況 .....	14
2 アンケート調査結果の概要 .....	16
<b>第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況</b> .....	<b>29</b>
1 第6期障がい福祉計画の実施状況 .....	29
2 第2期障がい児福祉計画の実施状況 .....	30
<b>第4章 計画の基本理念</b> .....	<b>31</b>
1 基本理念 .....	31
2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	32
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	32
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	32
<b>第5章 本計画における目標値の設定</b> .....	<b>33</b>
1 施設入所者の地域生活への移行 .....	33
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	34
3 地域生活支援の充実 .....	35
4 福祉生活から一般就労等への移行状況 .....	36
5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備 .....	38
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	39
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	40

<b>第6章 障がい福祉サービスの見込み量</b> .....	<b>41</b>
1 障がい福祉サービスの見込み量 .....	41
(1) 訪問系サービス .....	41
(2) 日中活動系サービス .....	43
(3) 居住系サービス .....	47
(4) 入所系サービス .....	48
(5) 相談支援 .....	49
2 障がい児福祉サービスの見込み量 .....	51
(1) 障害児通所系サービス .....	51
(2) 障害児訪問系サービス .....	52
(3) 障害児相談支援サービス .....	53
3 地域生活支援事業の推進 .....	54
(1) 必須事業 .....	55
(2) 任意事業 .....	61
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>63</b>
1 推進体制の整備 .....	63
2 協議会の設置・運営 .....	63
3 P D C A サイクルによる評価と見直し .....	64
<b>資料編</b> .....	<b>65</b>
■ 障がい福祉サービス等の体系と種類 .....	65
■ 吉崎市障害者地域自立支援協議会設置規則 .....	66
■ 吉崎市障害者地域自立支援協議会委員名簿 .....	68

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

現在、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等のさまざまな要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応も求められています。

国においては、「障害者権利条約」への批准に向けた過程において、「障害者基本法」の改正等を行い、批准後は「障害者権利条約」との整合性を図りながら、法令等の整備を進め、障がい者計画の策定の参考とすべき「障害者基本計画」については、本年3月に「第5次計画」の閣議決定を行いました。また、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活の実現を図るため、令和4年12月に「障害者総合支援法」等の改正を行い、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定めました。

このたびは「第6期壱岐市障がい福祉計画及び第2期壱岐市障がい児福祉計画」の計画期間の満了に伴い、国の障がい者施策の動向や、壱岐市の障がい者の現状と課題を踏まえ、「第6期壱岐市障がい福祉計画及び第2期壱岐市障がい児福祉計画」で定めた目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した目標の設定及びサービス見込み量の設定を行い、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期壱岐市障がい福祉計画及び第3期壱岐市障がい児福祉計画」を策定しました。

### ■国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

## 2 計画の位置づけ

### (1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、壱岐市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

#### **障害者総合支援法 第 88 条第 1 項**

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障がい児福祉計画は、「市町村障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

#### **児童福祉法 第 33 条の 20**

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (3) 本市が策定する他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた壱岐市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間とします。

## 4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がいのある方」とは、障害者基本法で定められている「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病（特定疾患）、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

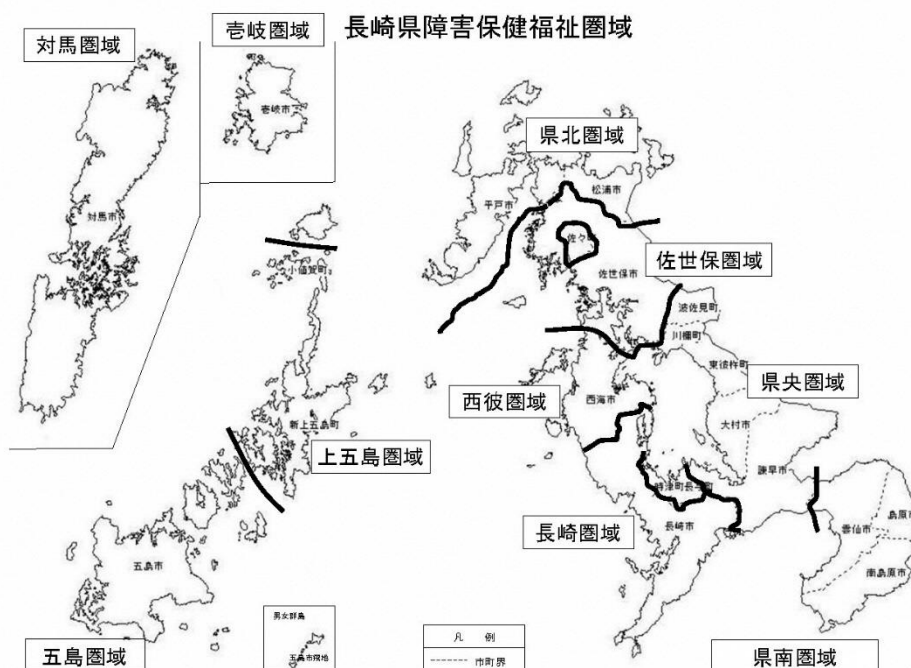
## 5 圏域での取組

長崎県では、広域的な観点から、障害保健福祉圏域を10圏域に設定しています。

本市は、壱岐市のみの壱岐圏域となっており、県との緊密な連携を図りながら、障がい者施策を推進しています。

【長崎県における障害保健福祉圏域】

圏域名	構成市町村
長崎圏域	長崎市
西彼圏域	西海市、長与町、時津町
佐世保圏域	佐世保市
県北圏域	平戸市、松浦市、佐々町
県央圏域	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南圏域	島原市、雲仙市、南島原市
五島圏域	五島市
上五島圏域	新上五島町、小値賀町
壱岐圏域	壱岐市
対馬圏域	対馬市



## 6 計画策定の体制

### (1) 吉崎市障害者計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の意見を反映するため、学識経験者や医師のほか、障がい者団体として身体・知的・精神障がい者および障がい児のそれぞれの団体の代表者などからなる「吉崎市障害者地域自立支援協議会」において、調査・審議を行いました。

### (2) 福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するために、市民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、市民に向けたアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

広く市民のみなさんからの意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

## 7 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 障がい者の状況

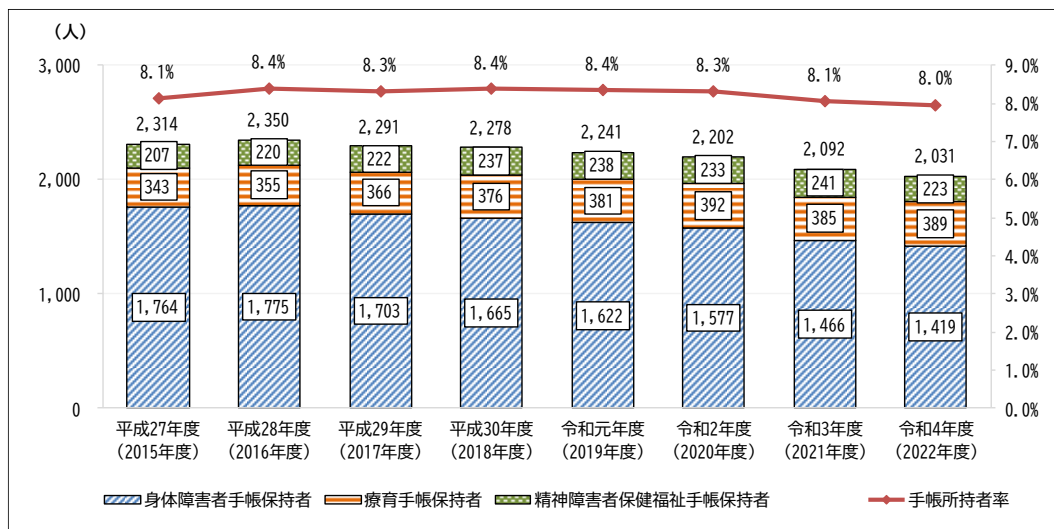
#### (1) 各種障害者手帳所持者数の推移

各種手帳の所持者数について、全体では平成27年度の2,314人から、令和4年では2,031人となっており、減少傾向で推移しています。

平成27年度を基準として、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向で推移しています。

構成比をみても、身体障害者手帳保持者の割合が減少し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者の割合が増加しています。

吉崎市における障害者手帳保持者の推移



出典：福祉課資料

(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者手帳保持者	1,764	1,775	1,703	1,665	1,622	1,577	1,466	1,419
療育手帳保持者	343	355	366	376	381	392	385	389
精神障害者保健福祉手帳保持者	207	220	222	237	238	233	241	223
合計	2,314	2,350	2,291	2,278	2,241	2,202	2,092	2,031

【構成比】

(単位：%)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者手帳保持者	76.2	75.5	74.3	73.1	72.4	71.6	70.1	69.9
療育手帳保持者	14.8	15.1	16.0	16.5	17.0	17.8	18.4	19.2
精神障害者保健福祉手帳保持者	8.9	9.4	9.7	10.4	10.6	10.6	11.5	11.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成27(2015)年度を100とする指数】

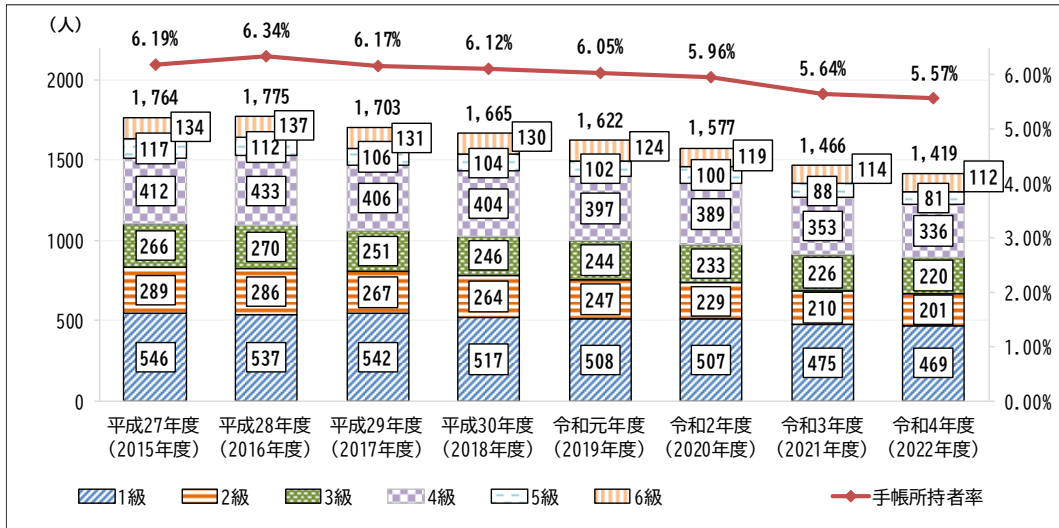
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者手帳保持者	100.0	100.6	96.5	94.4	92.0	89.4	83.1	80.4
療育手帳保持者	100.0	103.5	106.7	109.6	111.1	114.3	112.2	113.4
精神障害者保健福祉手帳保持者	100.0	106.3	107.2	114.5	115.0	112.6	116.4	107.7
合計	100.0	101.6	99.0	98.4	96.8	95.2	90.4	87.8



## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳保持者は、令和4年度で1,419人（市内1,389人・市外30人）となっています。等級別にみると、「1級」が469人（33.1%）で最も多く、次いで「4級」が336人（23.7%）となっています。

### 身体障害者手帳保持者の推移(級別)



(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	546	537	542	517	508	507	475	469
2級	289	286	267	264	247	229	210	201
3級	266	270	251	246	244	233	226	220
4級	412	433	406	404	397	389	353	336
5級	117	112	106	104	102	100	88	81
6級	134	137	131	130	124	119	114	112
合計	1,764	1,775	1,703	1,665	1,622	1,577	1,466	1,419

【構成比】

(単位：%)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	31.0	30.3	31.8	31.1	31.3	32.1	32.4	33.1
2級	16.4	16.1	15.7	15.9	15.2	14.5	14.3	14.2
3級	15.1	15.2	14.7	14.8	15.0	14.8	15.4	15.5
4級	23.4	24.4	23.8	24.3	24.5	24.7	24.1	23.7
5級	6.6	6.3	6.2	6.2	6.3	6.3	6.0	5.7
6級	7.6	7.7	7.7	7.8	7.6	7.5	7.8	7.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

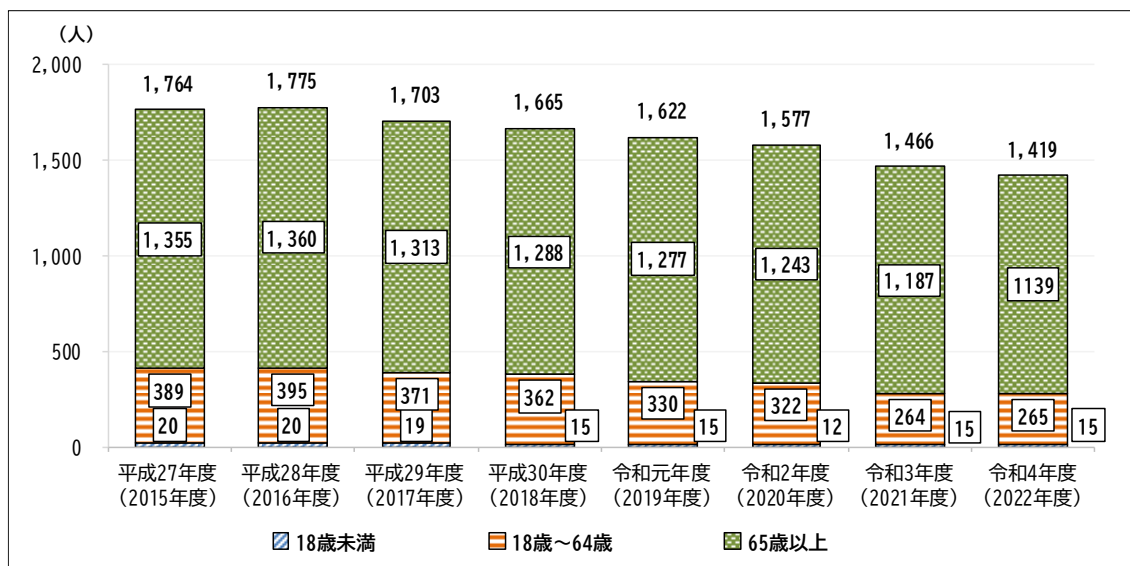
【平成27 (2015) 年度を100とする指数】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	100.0	98.4	99.3	94.7	93.0	92.9	87.0	85.9
2級	100.0	99.0	92.4	91.3	85.5	79.2	72.7	69.6
3級	100.0	101.5	94.4	92.5	91.7	87.6	85.0	82.7
4級	100.0	105.1	98.5	98.1	96.4	94.4	85.7	81.6
5級	100.0	95.7	90.6	88.9	87.2	85.5	75.2	69.2
6級	100.0	102.2	97.8	97.0	92.5	88.8	85.1	83.6
合計	100.0	100.6	96.5	94.4	92.0	89.4	83.1	80.4

年齢別にみると、令和4年度では、「65歳以上」の1,139人が最も多く、全体の80.3%を占めています。次いで「18～64歳」が265人で18.7%、「18歳未満」が15人で1.1%となっています。

平成27年度からの推移をみると、18～64歳の減少幅が最も大きくなっています。

### 身体障害者手帳保持者の推移(年齢別)



【構成比】

(単位：%)

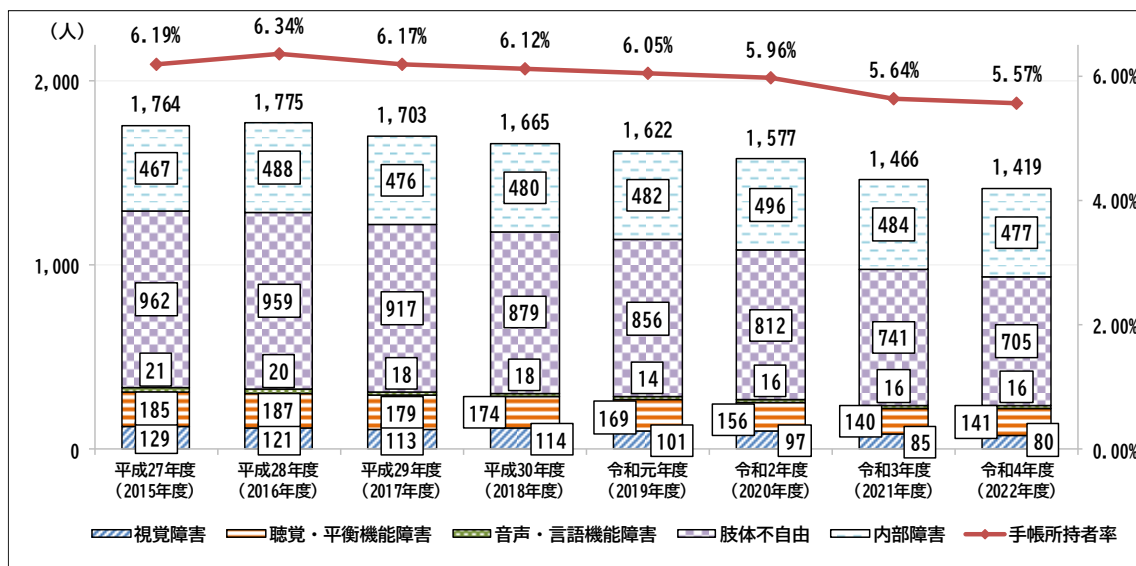
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	1.1	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	1.0	1.1
18歳～64歳	22.1	22.3	21.8	21.7	20.3	20.4	18.0	18.7
65歳以上	76.8	76.6	77.1	77.4	78.7	78.8	81.0	80.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成27 (2015) 年度を100とする指数】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	100.0	100.0	95.0	75.0	75.0	60.0	75.0	75.0
18歳～64歳	100.0	101.5	95.4	93.1	84.8	82.8	67.9	68.1
65歳以上	100.0	100.4	96.9	95.1	94.2	91.7	87.6	84.1
合計	100.0	100.6	96.5	94.4	92.0	89.4	83.1	80.4

障がい種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、令和4年度では705人、全体の49.7%を占めています。次いで「内部障害」が477人で、全体の33.6%を占めており、平成27年度と比較して他の障害種類は減少している中で、唯一増加しています。

身体障害者手帳保持者の推移(障がい種類別)



(単位: 人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障害	129	121	113	114	101	97	85	80
聴覚・平衡機能障害	185	187	179	174	169	156	140	141
音声・言語機能障害	21	20	18	18	14	16	16	16
肢体不自由	962	959	917	879	856	812	741	705
内部障害	467	488	476	480	482	496	484	477
合計	1,764	1,775	1,703	1,665	1,622	1,577	1,466	1,419

【構成比】

(単位: %)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障害	7.3	6.8	6.6	6.8	6.2	6.2	5.8	5.6
聴覚・平衡機能障害	10.5	10.5	10.5	10.5	10.4	9.9	9.5	9.9
音声・言語機能障害	1.2	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.1	1.1
肢体不自由	54.5	54.0	53.8	52.8	52.8	51.5	50.5	49.7
内部障害	26.5	27.5	28.0	28.8	29.7	31.5	33.0	33.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成27 (2015) 年度を100とする指数】

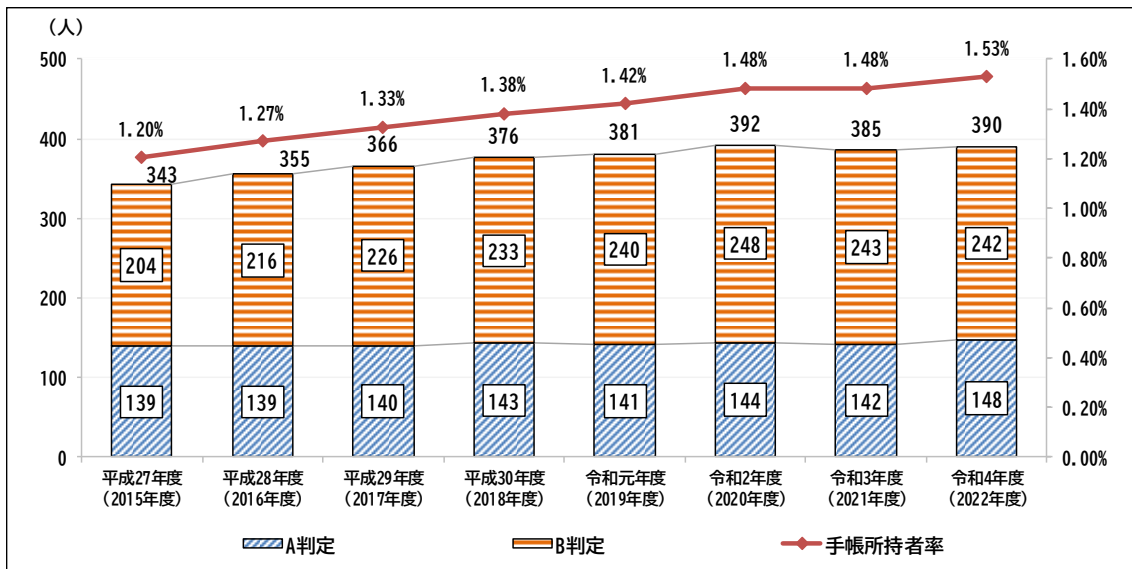
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障害	100.0	93.8	87.6	88.4	78.3	75.2	65.9	62.0
聴覚・平衡機能障害	100.0	101.1	96.8	94.1	91.4	84.3	75.7	76.2
音声・言語機能障害	100.0	95.2	85.7	85.7	66.7	76.2	76.2	76.2
肢体不自由	100.0	99.7	95.3	91.4	89.0	84.4	77.0	73.3
内部障害	100.0	104.5	101.9	102.8	103.2	106.2	103.6	102.1
合計	100.0	100.6	96.5	94.4	92.0	89.4	83.1	80.4

### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳保持者の推移をみると、全体では平成27年度の343人から令和4年度は390人（市内293人・市外97人）に増加しており、率にして13.4%増加しています。

障がい程度別にみると、令和4年度では「A判定」が147人（37.8%）、「B判定」が242人（62.2%）となっており、平成27年を基準としてB判定が大きく増加しています。

療育手帳保持者の推移(判定別)



(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A判定	139	139	140	143	141	144	142	148
B判定	204	216	226	233	240	248	243	242
合計	343	355	366	376	381	392	385	390

【構成比】

(単位：%)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A判定	40.5	39.2	38.3	38.0	37.0	36.7	36.9	37.9
B判定	59.5	60.8	61.7	62.0	63.0	63.3	63.1	62.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

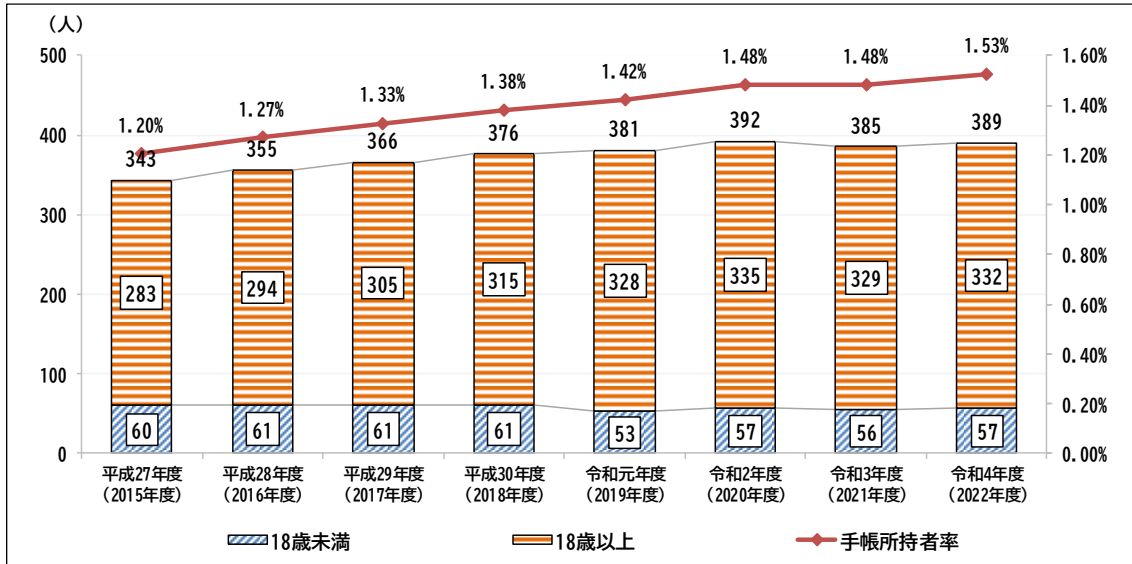
【平成27(2015)年度を100とする指数】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A判定	100.0	100.0	100.7	102.9	101.4	103.6	102.2	106.5
B判定	100.0	105.9	110.8	114.2	117.6	121.6	119.1	118.6
合計	100.0	103.5	106.7	109.6	111.1	114.3	112.2	113.7

療育手帳保持者を年齢別にみると、全体では、令和4年度「18歳以上」が332人で全体の85.3%を占めており、「18歳未満」は57人で14.7%となっています。

平成27年度からの推移をみると、18歳以上の増加が大きくなっています。

### 療育手帳保持者の推移(年齢別)



(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	60	61	61	61	53	57	56	57
18歳以上	283	294	305	315	328	335	329	332
合計	343	355	366	376	381	392	385	389

【構成比】

(単位：%)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	17.5	17.2	16.7	16.2	13.9	14.5	14.5	14.7
18歳以上	82.5	82.8	83.3	83.8	86.1	85.5	85.5	85.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成27(2015)年度を100とする指数】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
18歳未満	100.0	101.7	101.7	101.7	88.3	95.0	93.3	95.0
18歳以上	100.0	103.9	107.8	111.3	115.9	118.4	116.3	117.3
合計	100.0	103.5	106.7	109.6	111.1	114.3	112.2	113.4

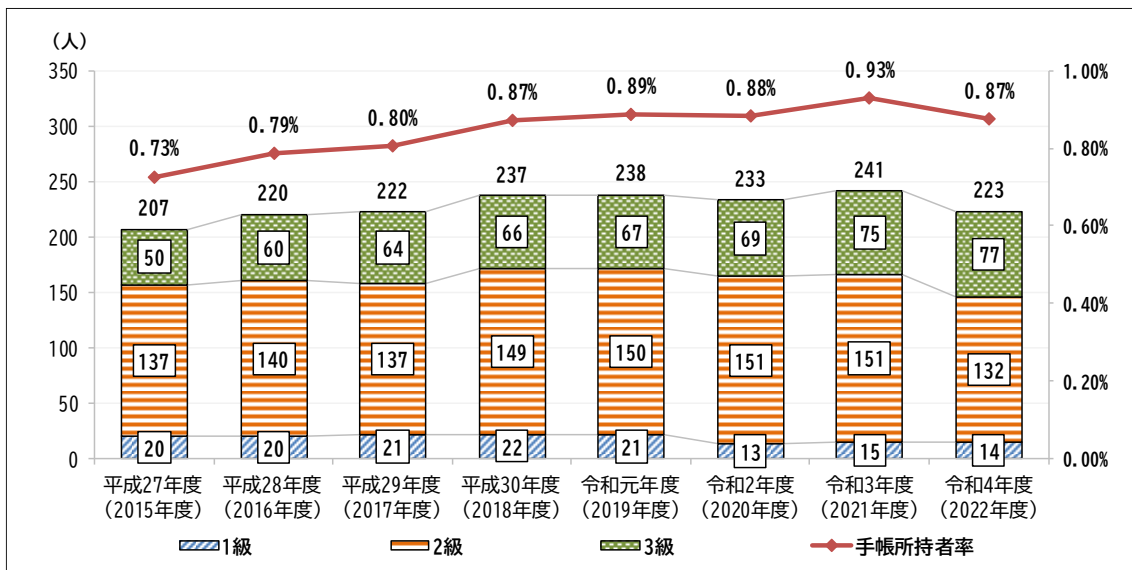
#### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移をみると、平成27年度の207人から、令和4年度では223人（市内220人・市外3人）に増加していますが、近年の実績と比較すると減少しています。

等級別にみると、最も多いのは「2級」で、令和4年度では、132人（59.2%）を占めており、次いで「3級」が77人（34.5%）、「1級」が14人（6.3%）となっています。

平成27年度からの推移をみると、「3級」の増加率が最も大きくなっています。

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移(級別)



(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	20	20	21	22	21	13	15	14
2級	137	140	137	149	150	151	151	132
3級	50	60	64	66	67	69	75	77
合計	207	220	222	237	238	233	241	223

【構成比】

(単位：%)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	9.7	9.1	9.5	9.3	8.8	5.6	6.2	6.3
2級	66.2	63.6	61.7	62.9	63.0	64.8	62.7	59.2
3級	24.2	27.3	28.8	27.8	28.2	29.6	31.1	34.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成27(2015)年度を100とする指数】

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	100.0	100.0	105.0	110.0	105.0	65.0	75.0	70.0
2級	100.0	102.2	100.0	108.8	109.5	110.2	110.2	96.4
3級	100.0	120.0	128.0	132.0	134.0	138.0	150.0	154.0
合計	100.0	106.3	107.2	114.5	115.0	112.6	116.4	107.7

## (5) 難病、発達障害、高次脳機能障害について

障害者総合支援法による対象疾病（難病等）は「障害者総合支援法対象疾病検討会」において見直されており、令和3（2021）年の見直しでは366疾病に拡大されています。

本市の特定疾患医療受給者証所持者は、令和4年度末で253人となっています。

### 特定疾患医療受給者証所持者数

疾患名	長崎県	壱岐市
パーキンソン病	1,808	32
全身性エリテマトーデス	954	23
潰瘍性大腸炎	1,353	16
皮膚筋炎／多発性筋炎	344	11
全身性強皮症	438	11
クローン病	506	10
網膜色素変性症	459	9
多発性嚢胞腎	133	8
後縦靭帯骨化症	481	8
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	417	7
特発性血小板減少性紫斑病	173	7
重症筋無力症	302	6
全身性アミロイドーシス	68	6
下垂体前葉機能低下症	170	6
サルコイドーシス	215	6
好酸球性副鼻腔炎	67	6
シェーグレン症候群	254	5
もやもや病	169	4
顕微鏡的多発血管炎	186	4
混合性結合組織病	180	4
IgA腎症	227	4
黄色靭帯骨化症	126	4
特発性大腿骨頭壊死症	270	4
その他	2,987	52
総数	12,287	253

## (6) 障がいのある人の教育環境について

特別支援教育の対象は、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室のみならず、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含まれます。本市の特別支援学校、特別支援学級は以下のようになっています。

### ①長崎県立虹の原特別支援学校（知的障害）

小中学部（盈科小学校内） 高等部（壱岐高等学校内）

### ②特別支援学級一覧（令和5年度）

【障害種別】			【小学校別】				
種別	No.	学校名	No.	学校名	種別		
知的障害	1	盈科小学校	1	盈科小学校	知的障害		
	2	渡良小学校			自閉症・情緒障害		
	3	沼津小学校			言語障害		
	4	志原小学校			難聴		
	5	霞翠小学校			通級指導教室		
	6	箱崎小学校					
	7	瀬戸小学校		2	渡良小学校	知的障害	
	8	那賀小学校					
	9	田河小学校		3	柳田小学校	自閉症・情緒障害	
	10	芦辺小学校		言語障害			
	11	石田小学校					
	12	郷ノ浦中学校		4	沼津小学校	知的障害	
	13	勝本中学校		自閉症・情緒障害			
	14	芦辺中学校					
	15	石田中学校					
自閉症・情緒障害	1	盈科小学校	5	志原小学校	知的障害		
	2	柳田小学校	自閉症・情緒障害				
	3	沼津小学校	難聴				
	4	志原小学校					
	5	勝本小学校	6	鯨伏小学校	病弱・身体虚弱		
	6	霞翠小学校					
	7	箱崎小学校	7	勝本小学校	自閉症・情緒障害		
	8	那賀小学校	言語障害				
	9	八幡小学校					
	10	芦辺小学校	8	霞翠小学校	知的障害		
	11	石田小学校	自閉症・情緒障害				
	12	郷ノ浦中学校	言語障害				
	13	芦辺中学校					
	14	石田中学校	9	箱崎小学校	知的障害		
言語障害	1	盈科小学校	自閉症・情緒障害				
	2	柳田小学校					
	3	勝本小学校	10	瀬戸小学校	知的障害		
	4	霞翠小学校	言語障害				
	5	瀬戸小学校					
	6	那賀小学校	11	那賀小学校	知的障害		
	7	石田小学校	自閉症・情緒障害				
	8	勝本中学校	言語障害				
	9	石田中学校					
難聴	1	盈科小学校	12	田河小学校	知的障害		
	2	志原小学校	肢体不自由				
	3	郷ノ浦中学校					
肢体不自由	1	田河小学校	13	八幡小学校	自閉症・情緒障害		
病弱・身体虚弱	1	鯨伏小学校	14	芦辺小学校	知的障害		
			自閉症・情緒障害				
			15	石田小学校	知的障害		
			自閉症・情緒障害				
			言語障害				
			通級指導教室				
【通級指導教室】			【中学校別】				
種別	No.	学校名	No.	学校名	種別		
通級（LD・ADHD）	1	盈科小学校	1	郷ノ浦中学校	知的障害		
	2	石田小学校			自閉症・情緒障害		
	3	郷ノ浦中学校			難聴		
	4	芦辺中学校			通級指導教室		
	5	石田中学校					
			2	勝本中学校	知的障害		
			言語障害				
			3	芦辺中学校	知的障害		
			自閉症・情緒障害				
			通級指導教室				
			4	石田中学校	知的障害		
			自閉症・情緒障害				
			言語障害				
			通級指導教室				



## (7) 吉崎市における施設等の状況

吉崎市における施設等の状況は以下のようになっています。

### ■ 障害福祉サービス提供事業所・施設一覧 ■

法人名	名称	サービス名等	住所	障害種別				定員等
				身	知	精	児	
1 吉崎市(市民福祉課)	吉岐障害者地域活動支援センターひまわり	相談支援事業所 地域移行支援 地域定着支援	郷ノ浦町片原触 2510 番地	○	○	○	○	25名 (通所)
2 吉崎市(市民福祉課)	吉岐地域生活ホームひまわりの家	共同生活援助(グループホーム) 短期入所	郷ノ浦町片原触 2510 番地		○	○		18名 空床利用
3 吉崎市(いきいろ子ども未来課)	吉岐こどもセンター	相談支援事業所	郷ノ浦町本村触 93 番地	○	○	○	○	10名 10名
4		児童発達支援 放課後等デイサービス					○	
5	吉岐市社協ジュニアデイサービス	放課後等デイサービス	郷ノ浦町坪触 3099 番地				○	20名
6	吉岐市社協障害者相談支援センター	相談支援事業所	芦辺町諸吉大石触 179 番地 2	○	○	○	○	
7 社会福祉法人	郷ノ浦事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	郷ノ浦町坪触 3099 番地	○	○	○		
8 吉岐市社会福祉協議会	勝本事業所		勝本町大久保触 1736 番地 2	○	○	○		
9	芦辺事業所		芦辺町箱崎中山触 2548 番地	○	○	○		
10	石田事業所		石田町石田西触 1486 番地 1	○	○	○		
11 合資会社ひまわり	訪問介護事業所ひまわり	居宅介護 重度訪問介護	芦辺町箱崎大左右触 550 番地 13	○	○	○		
12 株式会社 KIND	訪問介護カインド吉岐営業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	芦辺町諸吉大石触 397 番地	○	○	○		
13 特定非営利活動法人 広域協会	ひといき	居宅介護 重度訪問介護	郷ノ浦町片原触 2334 番地	○	○	○		
14	就労継続支援 B 型事業所結	就労継続支援 B 型	郷ノ浦町坪触 3099 番地	○	○	○		40名
15 社会福祉法人結の会	多機能型事業所天寿庵 (レストハウス YUI)	就労継続支援 B 型	郷ノ浦町坪触 3151 番地 4		○	○		10名
16	多機能型事業所天寿庵 (はーとふるらいふ飛翔)	自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 短期入所				○	○	10名 空床利用
17	吉岐國の里	就労継続支援 B 型	郷ノ浦町郷ノ浦 598 番地	○	○	○		20名
18 社会福祉法人米寿会	ともいき(ユーベリー)	共同生活援助(グループホーム)	郷ノ浦町東触 424 番地 4	○	○	○		10名
19	ともいき(アイベリー)	共同生活援助(グループホーム)	郷ノ浦町柳田触 91 番地 1	○	○	○		6名

	法人名	名称	サービス名等	住所	障害種別				定員等
					身	知	精	児	
20	特定非営利活動法人 のぎく	就労継続支援 B 型事業 所のぎくの丘	就労継続支援 B 型	勝本町布気触 288 番地 1		○	○		20 名
21	社会福祉法人和光会	希望の丘	施設入所支援 生活介護 短期入所	芦辺町箱崎大左右触 2320 番地 3	○	○	○		40 名 40 名 空床利用
22	アイランドフェスティ バル株式会社	ラクラ	共同生活援助(グループ ホーム)	石田町石田西触 1048 番地 1	○	○	○		5 名

○壱岐市内のその他障害福祉関連事業者

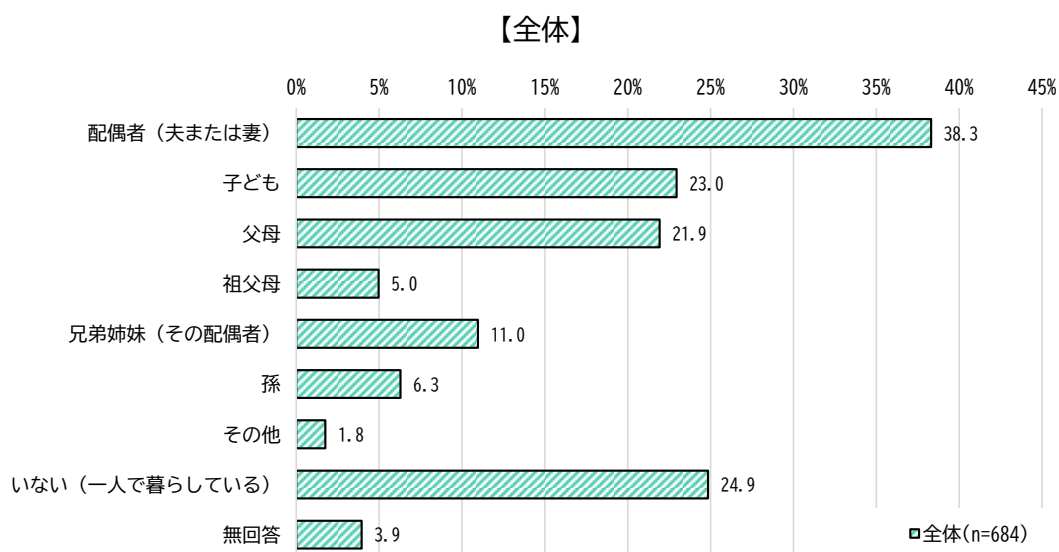
	法人名	名称	サービス名等	住所	障害種別				定員等
					身	知	精	児	
25	社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会	郷ノ浦事業所	日中一時支援	郷ノ浦町坪触 3099 番地				○	
26		芦辺事業所		芦辺町箱崎中山触 2548 番地	○	○	○		

## 2 アンケート調査結果の概要

### (1) 家族や介助の状況について

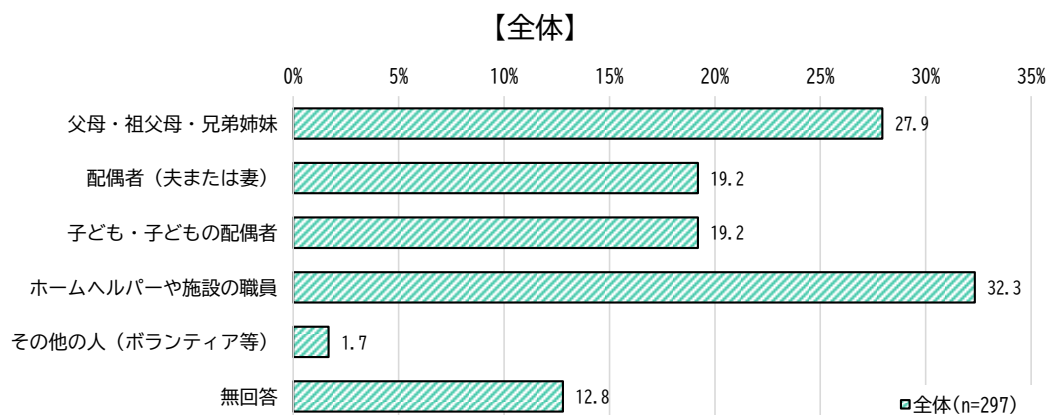
現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(複数回答)

- 現在の同居者については、「配偶者(夫または妻)」が38.3%と最も高く、次いで「いない(一人で暮らしている)」24.9%、「子ども」23.0%となっています。



あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(複数回答)

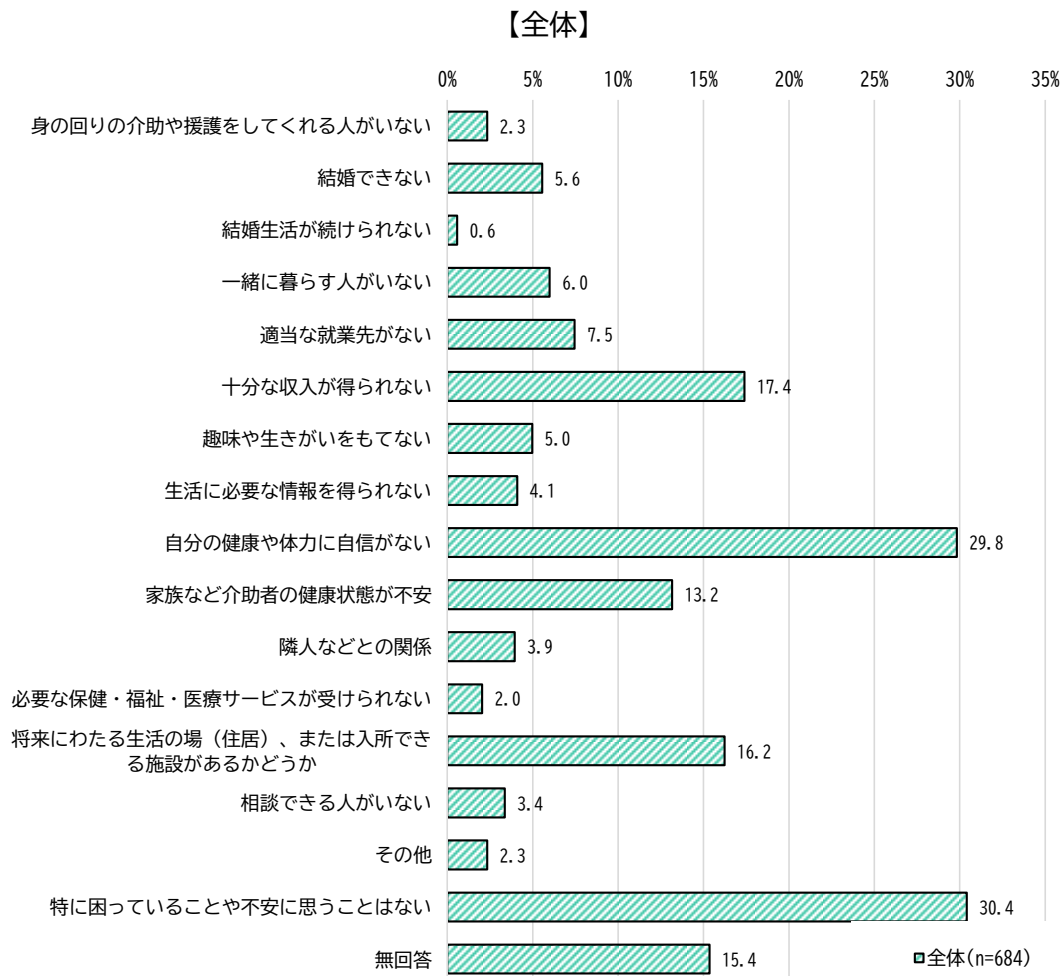
- 主な介助者については、「ホームヘルパーや施設の職員」が32.3%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」27.9%、「配偶者(夫または妻)」「子ども・子どもの配偶者」19.2%となっています。



## (2) 住まいや暮らしについて

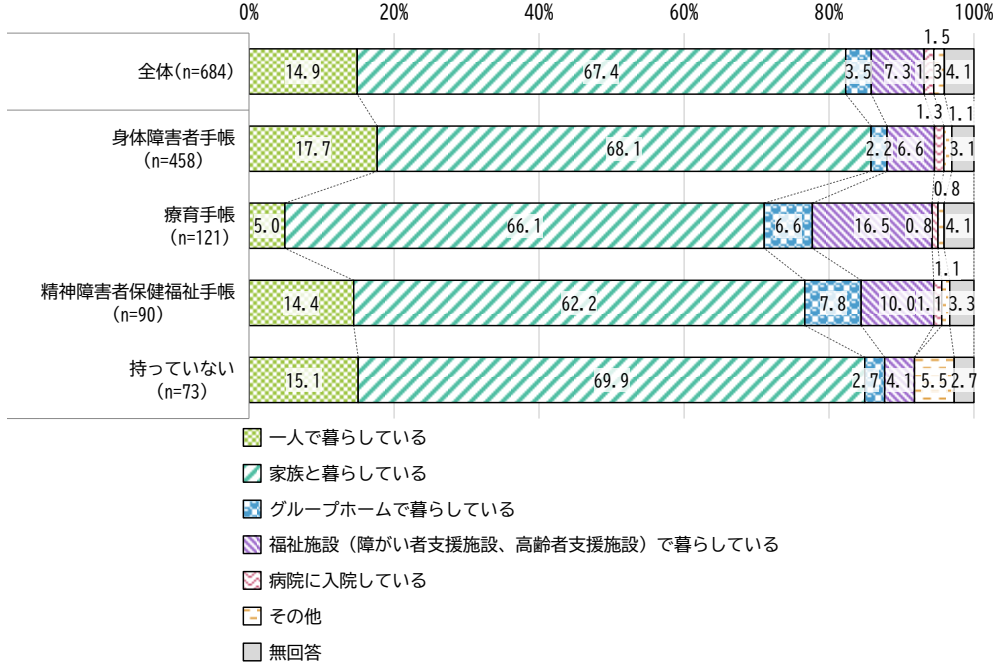
あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。  
(3つまで)

- 現在の生活における困りごとや不安に思っていることについては、「特に困っていることや不安に思うことはない」が30.4%と最も高く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」29.8%、「十分な収入が得られない」17.4%となっています。



あなたは現在どのように暮らしていますか。(単数回答)

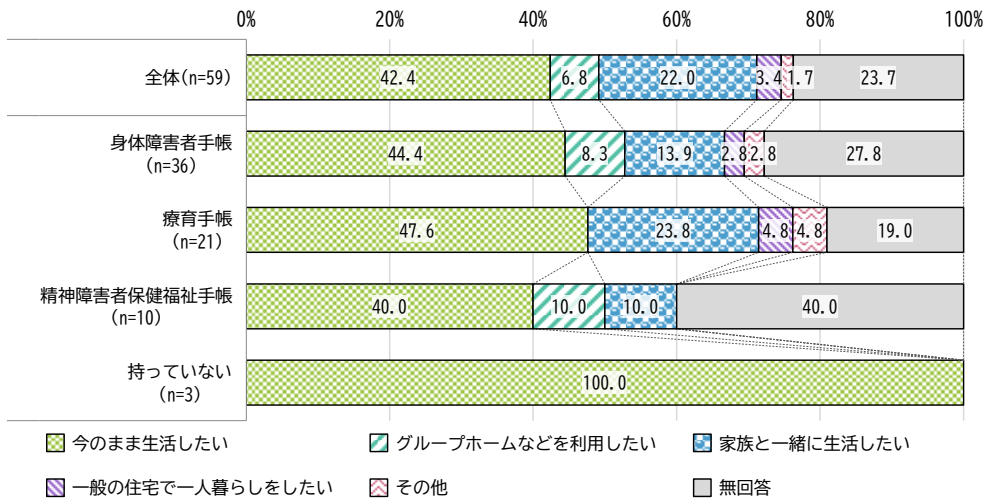
○現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が67.4%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」14.9%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」7.3%となっています。



あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(単数回答)

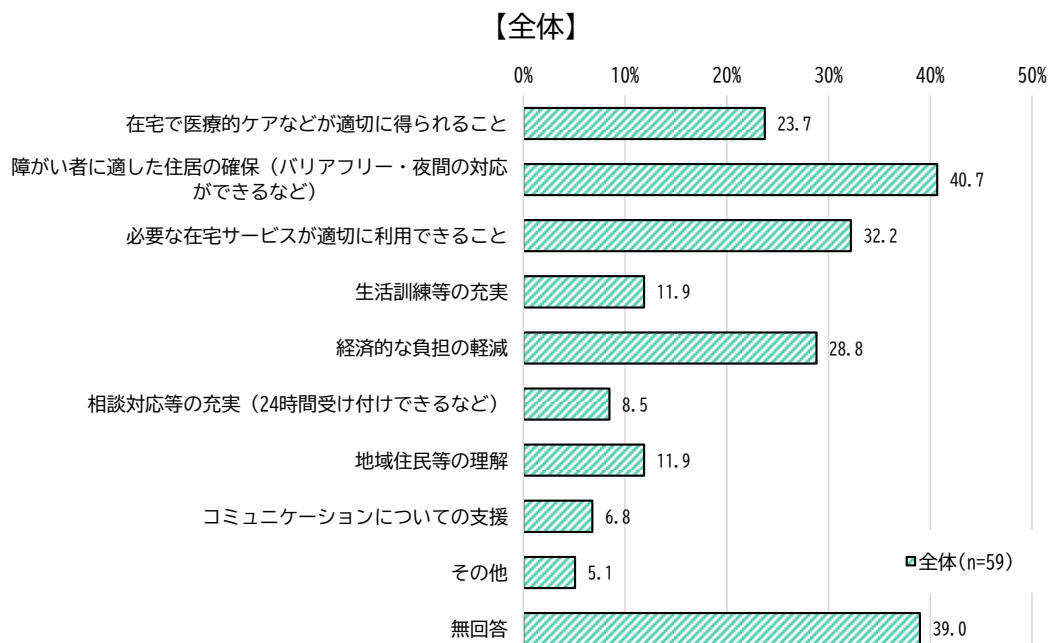
○将来地域での生活を望むかについては、「今のまま生活したい」が42.4%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」22.0%、「グループホームなどを利用したい」6.8%となっています。

○所持手帳別でも、いずれの手帳所持者も「今のまま生活したい」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「家族と一緒に生活したい」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)

○地域で生活するために必要な支援については、「障がい者に適した住居の確保(バリアフリー・夜間の対応ができるなど)」が40.7%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」32.2%、「経済的な負担の軽減」28.8%となっています。

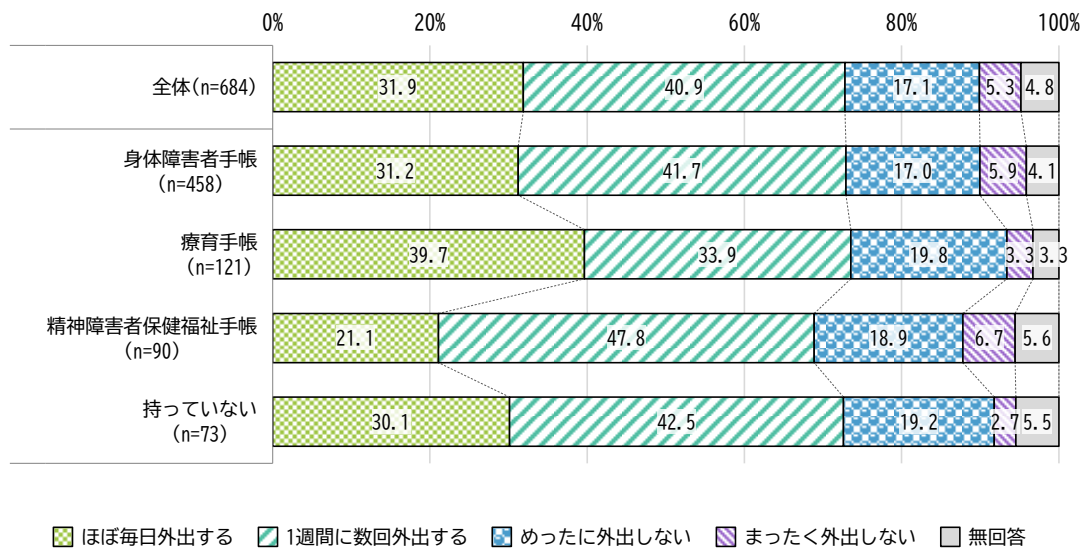


### (3) 日中活動や就労について

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(単数回答)

○1週間の外出頻度については、「1週間に数回外出する」が40.9%と最も高く、次いで「ほぼ毎日外出する」31.9%、「めったに外出しない」17.1%となっています。

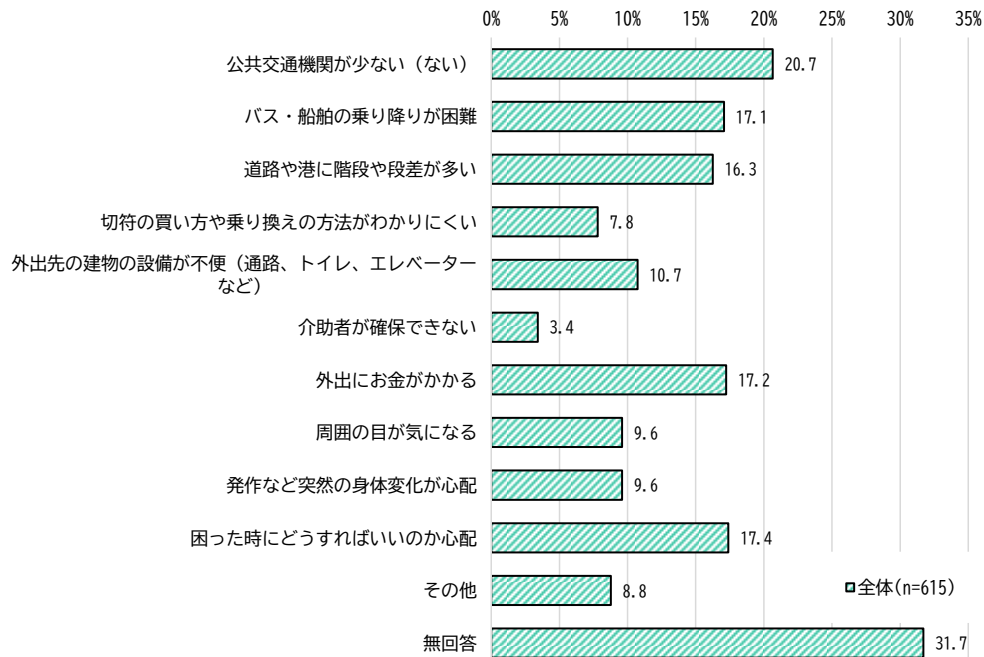
○所持手帳別で見ると、療育手帳所持者では「ほぼ毎日外出する」、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「1週間に数回外出する」が最も高くなっています。



外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

○外出時の困りごとについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が20.7%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」17.4%、「外出にお金がかかる」17.2%となっています。

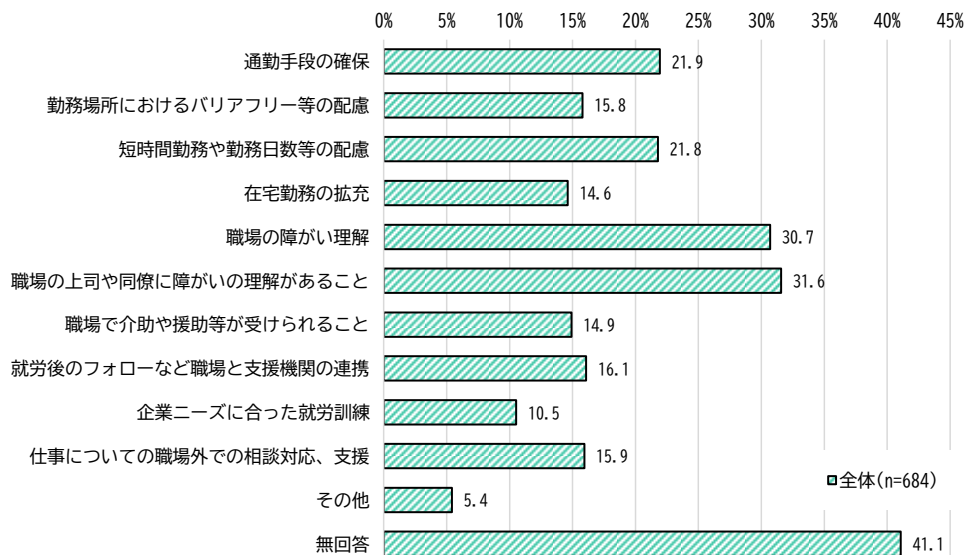
【全体】



あなたは、障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

○障がい者の就労支援に必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が31.6%と最も高く、次いで「職場の障がい理解」30.7%、「通勤手段の確保」21.9%となっています。

【全体】

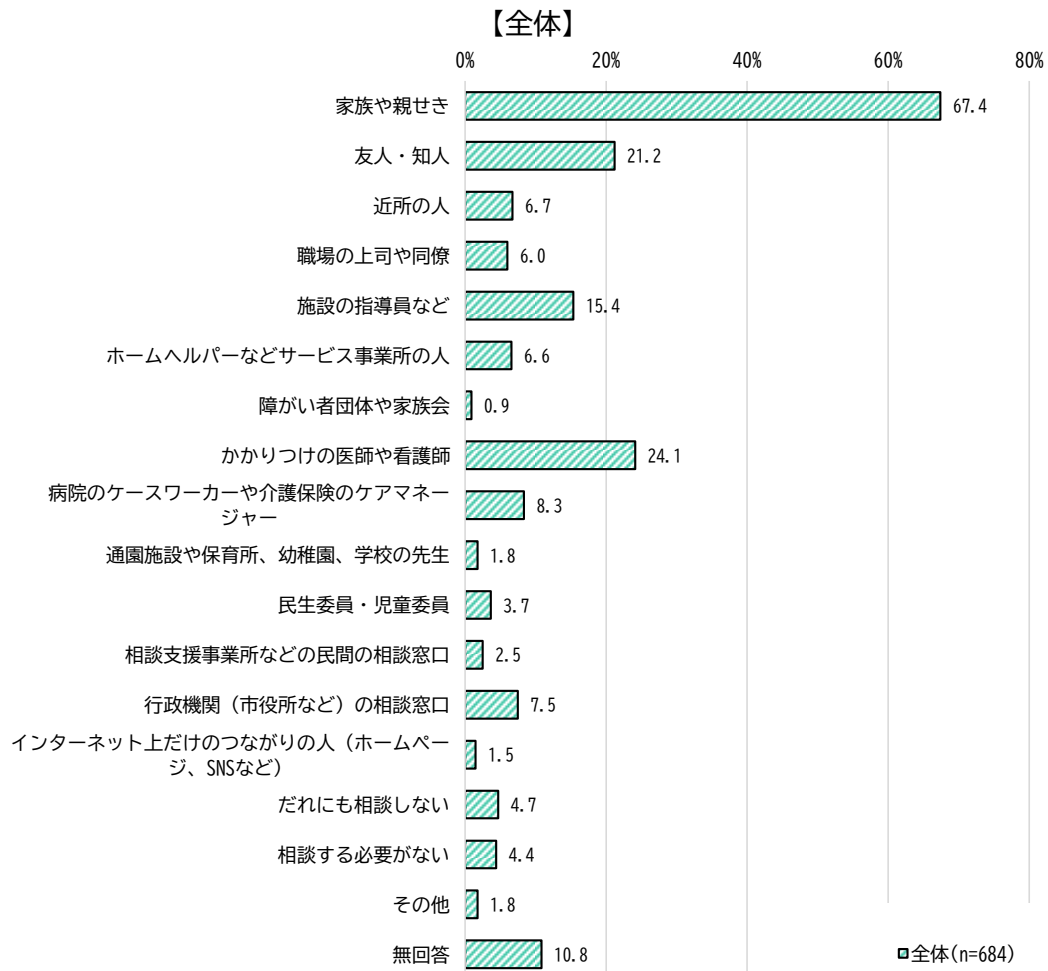




#### (4) 相談相手について

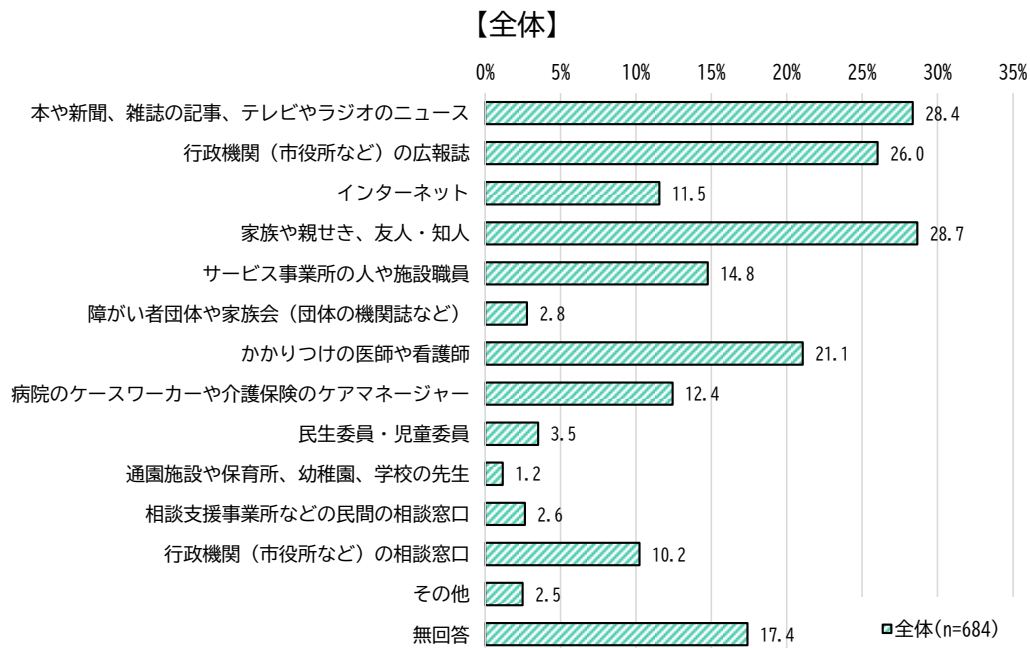
あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答)

○悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が67.4%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」24.1%、「友人・知人」21.2%となっています。



あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(複数回答)

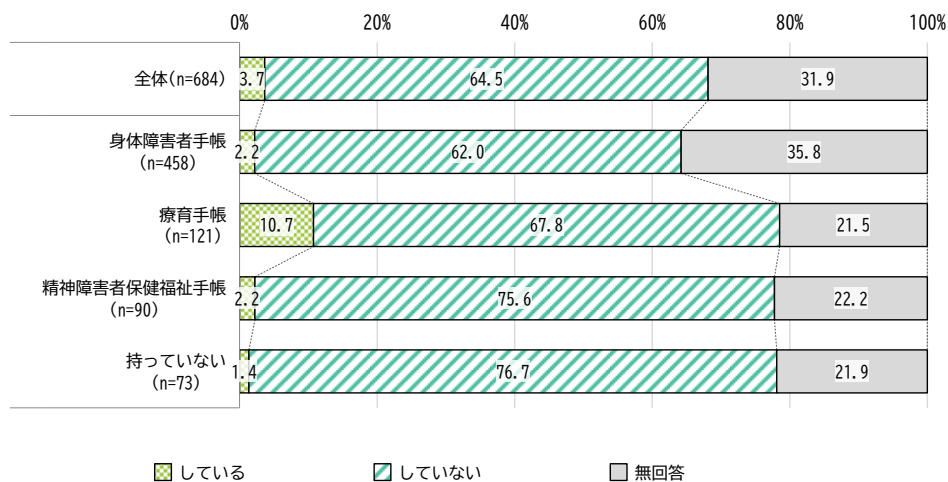
○障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」が28.7%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」28.4%、「行政機関（市役所など）の広報誌」26.0%となっています。



### (5) 保育・教育について

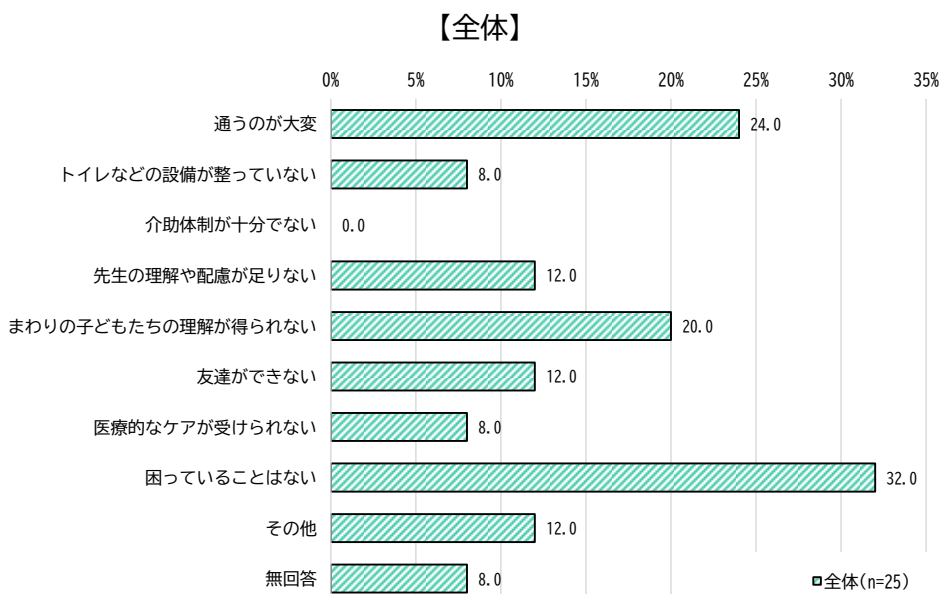
現在、こども園、保育所、幼稚園、学校に通園・通学していますか。(単数回答)

○こども園、保育所、幼稚園、学校への現在の通園・通学状況については、「している」が3.7%、「していない」が64.5%となっています。



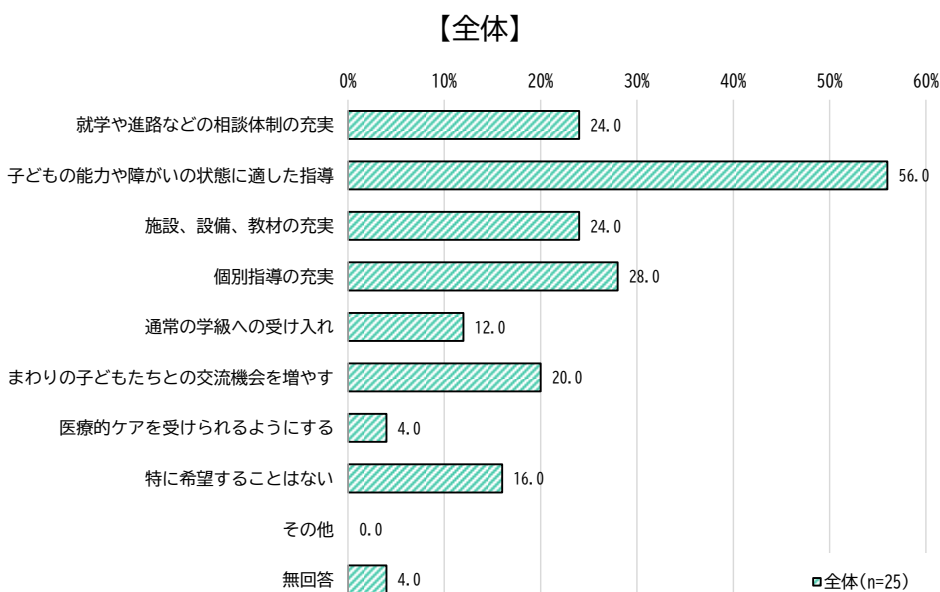
こども園、保育所、幼稚園、学校などに通っていて困っていることは何ですか。  
(複数回答)

- 通園・通学して困っていることについては、「困っていることはない」が32.0%と最も高く、次いで「通うのが大変」24.0%、「まわりの子どもたちの理解が得られない」20.0%となっています。



こども園、保育所、幼稚園、学校に望むことは、どのようなことですか。(複数回答)

- こども園、保育所、幼稚園、学校に望むことについては、「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が56.0%と最も高く、次いで「個別指導の充実」28.0%、「就学や進路などの相談体制の充実」「施設、設備、教材の充実」24.0%となっています。

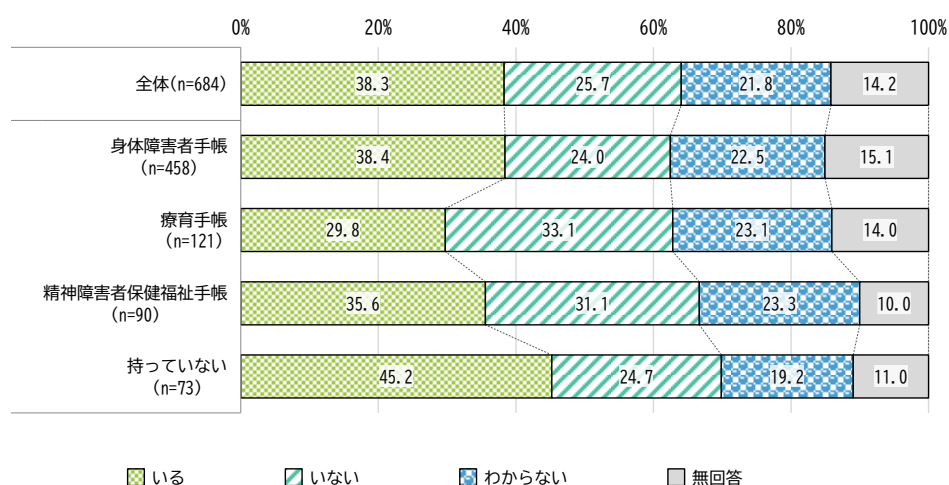


## (6) 災害について

家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(単数回答)

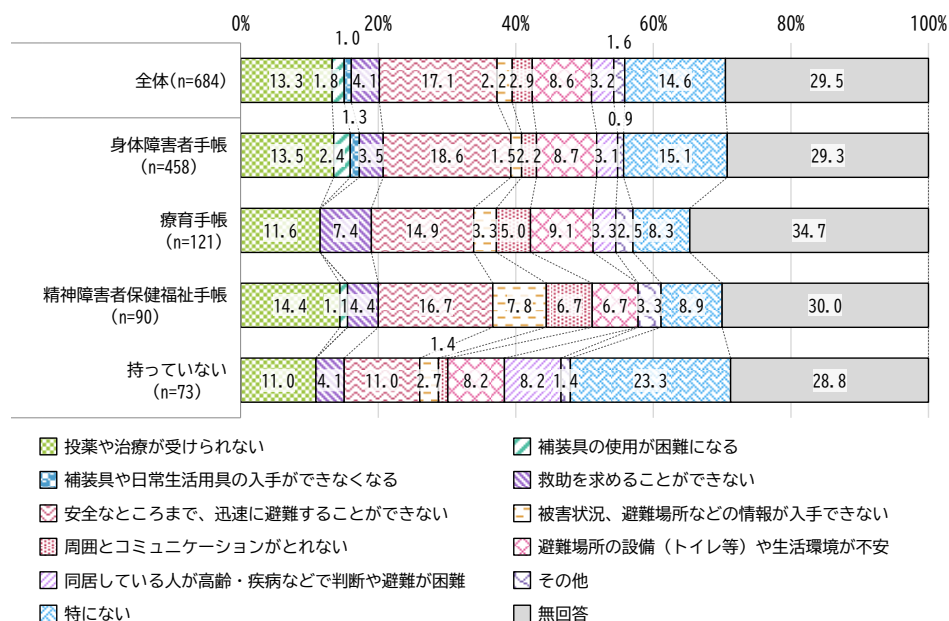
○家族の不在時やひとり暮らしの場合、近所に支援者がいるかについては、「いる」が38.3%、「いない」が25.7%、「わからない」が21.8%となっています。

○所持手帳別でみると、療育手帳所持者では「いない」、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「いる」が最も高くなっています。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(単数回答)

○火事や地震等の災害時に困ることについては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が17.1%と最も高く、次いで「特にない」14.6%、「投薬や治療が受けられない」13.3%となっています。

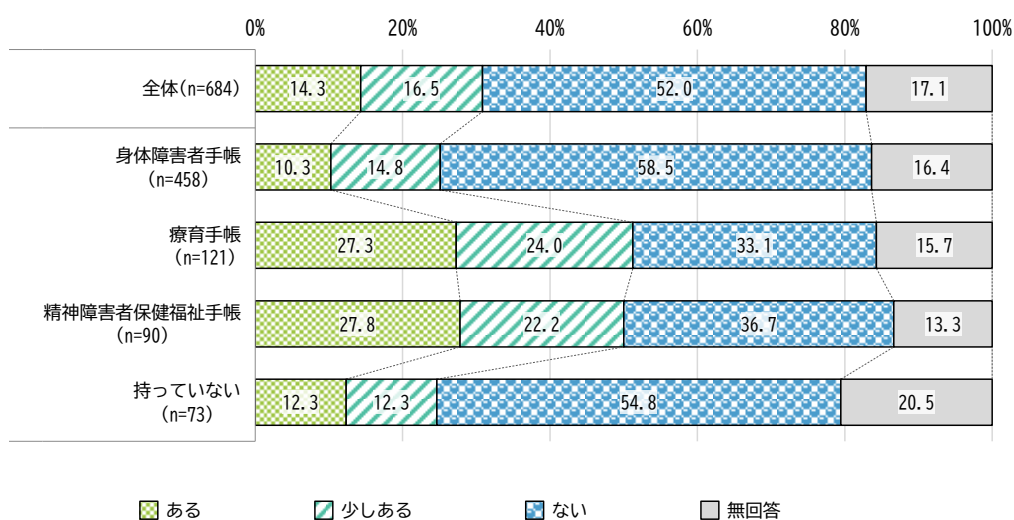


## (7) 権利擁護について

あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。  
（単数回答）

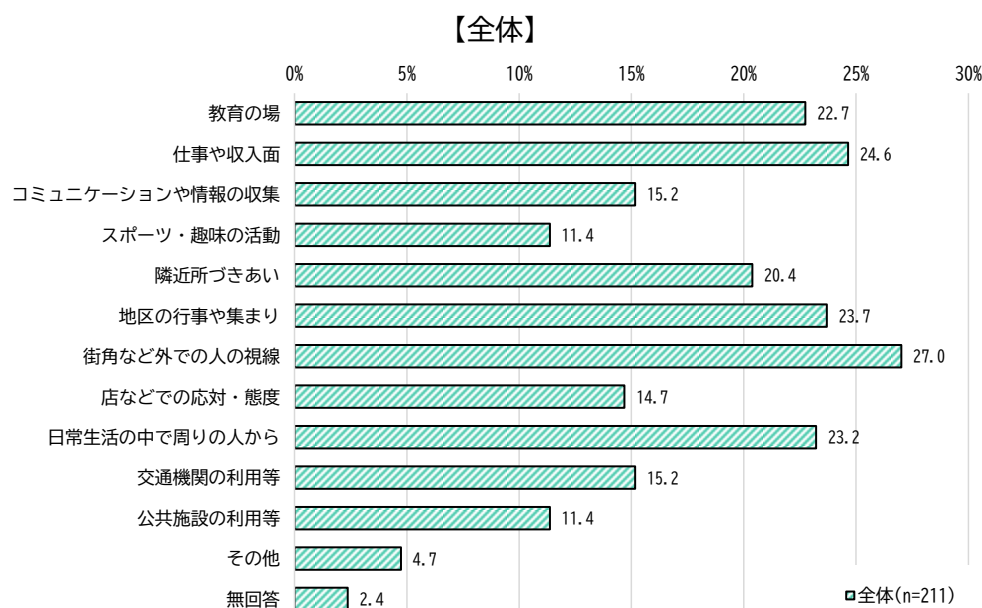
○障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無については、「ある」が14.3%、「少しある」が16.5%、「ない」が52.0%となっています。

○所持手帳別でも、いずれの手帳所持者も「ない」が最も高くなっているものの、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「ある：ある+少しある」が5割台となっており、「ない」を上回っています。



どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答）

○差別や嫌な思いをした場面・場所については、「街角など外での人の視線」が27.0%と最も高く、次いで「仕事や収入面」24.6%、「地区の行事や集まり」23.7%となっています。

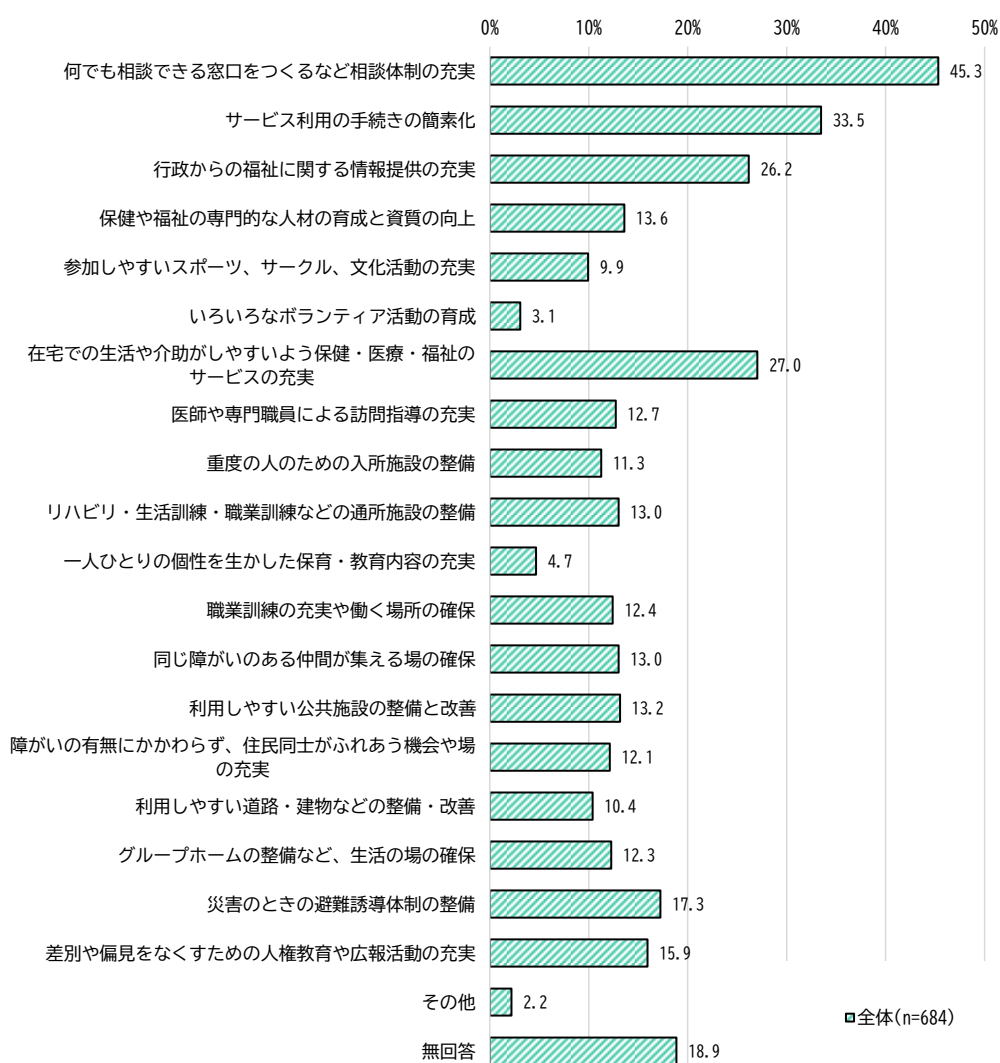


## (8) 障がい者にも暮らしやすいまちづくりについて

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。(5つまで)

- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が45.3%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」33.5%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」27.0%となっています。

### 【全体】



## ■自由記述（抜 粋）

自由記述
<p>障がい者になってから思う事。障がい初心者は行政にどんな福祉サービスがあるかも分からなくて、どんな質問をしたら良いかも分からないので、行政の方から福祉サービス他の説明に来てほしい。障がい者は行動も限られているのは分かっているはず、もっと行政の方から動いてほしい。現状はこちらから聞かなければ、こちらから聞いた事だけにしか答えは返ってこない状態です。福祉サービスや色々な支援金他についても、こんなのもありますとか教えてほしい。</p>
<p>各種生活用具（車椅子、電動ベッド他）を借りる時はこちらの状況に合わせて、なるべく負担がかからない金額設定をして下さったり、使用方法も詳しく説明して下さい。又、看護師、介護士、ケースワーカーなどスタッフの方も常に周りの利用者に目を配って、困り事がないか、体調が悪くないか、声をかけて下さるのでサービスを受けるのが安心、そしてその日が待ち遠しいです。心より感謝しています。大変なお仕事だと思えますが私達利用者の為に今後もよろしくお願いします。又、壱岐市の方でも職員の待遇改善など考えて頂けたらと思っています。</p>
<p>今の所は安心ですが先がどうなるか心配です。福祉サービスに頼みたいです。よろしくお願いします。</p>
<p>障がいのある人が、生活していくには、医療・福祉ともに不十分です。将来は離島でも生活できる環境になればよいかと感じます。</p>
<p>市内の施設等に災害、地震などの情報を目で見分ける様に聴覚障がい者用に大きな字幕でテレビや施設等ですぐ分かる様に何かの形で設置してほしいです。災害、地震は特に分からないと不安です。</p>
<p>車椅子での生活において不便なことが多い。車椅子用駐車場が（数）少ないため使用できないことが多い。バリアフリーが十分でないためもう少し設備等整えてほしい。</p>
<p>本人の親（主たる介護者）です。障がい者（児）本人の為に生活しやすくなるよう努めるのはもちろんですが、私たちのように、本人がほぼ1人では何もできない状態だと、介助者もかなり生活に制限や生きづらさがあります。兄弟児にもかなりの制約がでてきます。私の子は医療的ケアが必要なので、どこかに通うなど考えると、かなりの体制をととのえる時間（人員の確保等）がかかります。医療的ケア児が少なく、今までそういう需要がなかったからかもしれません。また、困ったことがあって、市役所等に相談しても、そういう支援、制度はない、と言われ話が進まないこと、解決しないことばかりです。今回の福祉計画では、困っている人のニーズをしっかり言及してほしいと思います。そして、それが早期に実現しますように。</p>
<p>私は幼少の頃から左耳全く聞こえません。右耳が13年前に突発性難聴にかかり、補聴器のお陰で物音や人の声は良く聞こえますが、何を話されているのか分からず筆談です。困っています事は、市役所からのお知らせ有線放送が、何を伝えているのか全く役に立ちません。聞き取れるように改善は出来ないものか悩んでいます。テレビは字幕が写る番組を見ています。私は送迎通所リハビリ週2回10年もお世話になっています。適当な運動、昼食弁当、温泉入浴、テスト、オヤツ等職員の優しい介護と福祉の支援に大変有難く感謝し乍ら有意義な余生を送らせて戴いております。（急性心筋梗塞ステント入、左膝固定、緑内障、故障抱えています。）</p>
<p>日本国中長い年月をかけて障がい者にとって暮らし易くなっていることは事実です。実感します。有難いことです。しかしスロープと手すりがあればバリアフリーとなっているかと言えばそうではなく、例えば床がすべりやすい材質の病院だとか出入口にめくれそうなマットが敷いてあったりと細かいことを言えばキリがありませんが。高齢者の多い壱岐では障がいの有無に限らずお年寄りにも暮らしやすい地であってほしいと思います。病气やケガ、事故、加齢でも困らない生活ができますように。マイノリティに優しい社会を希みます。</p>



## 第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実施状況

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について、評価を行った結果は以下のとおりです。

### 1 第6期障がい福祉計画の実施状況

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行については、グループホームにおける障がい者の高齢化と重度障がい者の対応などがあり職員が常に不足している状況です。また、市営住宅、民間のアパートなどの受け皿が必ずしも整っていません。

こうしたことから、今後は市営、民間にかかわらず各事業所との連携を強化し、地域移行の受け皿の整備を推進します。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長崎県では、令和3年度までに地域の課題抽出を行い、指標が作成されました。それに基づき壱岐市においても壱岐保健所が中心となり評価表等のシステム構築の協議を行い、令和3年度から運用を開始し、年1～2回の協議を行っています。

#### (3) 地域生活拠点等の整備

地域生活支援拠点については、2か所確保しており、運用状況に係る検証・検討の場を年1回開催しています。

#### (4) 福祉生活から一般就労への移行等

壱岐圏域において障害者就業・生活支援センターはなく、一般就労への移行事例も少ないのが現状です。

就労支援事業所との連携を強化し、障害者就業・生活支援センターの設置ができるように努めます。

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援専門員の数が不足しており、マンパワーが不足気味の状況が続いています。また、高度な相談対応が可能な主任相談専門員が必要となっています。

このため、壱岐市地域包括支援センターとの情報共有化等を推進し、相談体制の充実に努めます。

#### (6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

地域課題を壱岐市障害者地域自立支援協議会で抽出し、実現に向けて協議し、行政と障害福祉サービス事業所との連携の強化を図り、障害福祉サービス等の質の向



上に努めます。

## 2 第2期障がい児福祉計画の実施状況

### (1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターとは、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの通所サービスと同じ機能に加えて、相談支援や訪問支援などの障がい児の地域支援拠点となっています。

国が定める成果目標は、「各市町に少なくとも1か所設置」となっていますが、現在、本市において児童発達支援センターの設置が無いため、現在ある児童発達支援事業所の機能強化を図りながら、令和8年度までに設置に向けた努力目標として設定します。

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援とは、保育所・学校等に在籍している障がい児が対象で、事業所から保育所・学校等に支援員が出向き、本人への集団適応の訓練や訪問先の職員への支援方法のアドバイス・情報共有などの支援を行うものです。しかし現在のところ、長崎県内では離島部において実施している自治体はない状況です。今後も保護者の療育ニーズを把握していきながら支援体制の構築を検討していきます。

### (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児とは、重度の肢体不自由と重度知的障がいとが重複した状態を重度心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。

国が定める成果目標が、「各市町に少なくとも1か所設置」となっていますが現在、本市に該当となる事業所が無いため、支援体制・受け入れ態勢を含め今後の努力目標として設定します。

### (4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置、コーディネーターの配置

令和3年に医療的ケア児支援法が施行されました。この法律は国や自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化した法律です。壱岐市でも医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、壱岐市障害者自立支援協議会内において専門部会を設置し、継続的に医療的ケア児の日常生活・社会的生活上の支援の在り方について検討を進めています。またコーディネーターも不足していたため、配置数を増やすよう検討します。

## 第4章 計画の基本理念

### 1 基本理念

吉崎市障がい者計画の基本目標である『障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり』の実現に向けて、国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる7つを基本理念とし、その推進を図ります。

#### (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

#### (2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提制の充実を図ります。

#### (3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

## **(6) 障がい福祉人材の確保・定着**

障がい者の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

## **(7) 障がい者の社会参加を支える取組定着**

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。

## **2 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方**

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことができるように、今後も引き続き障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

訪問系サービス及び日中活動系サービスを希望する障がい者へサービスの提供を保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練等を推進するなど、地域生活への円滑な移行を推進します。

## **3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方**

障がい者が、障がいやその影響による問題を解決し、自立した日常生活や社会生活を営むために、様々なニーズに対応することができる相談支援体制の整備に努めます。

障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるように、行政と相談支援事業者、関係団体等の更なる連携強化を推進します。

## **4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方**

障がい児一人ひとりの障がいや発達の状態に応じて、乳幼児期から学校卒業まで必要な支援を受けることができる体制整備に努めます。

そのためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できる支援体制の整備が必要であることから、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備検討や、障がい児も利用できる地域生活支援事業の充実を推進します。

## 第5章 本計画における目標値の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
目標設定の考え方
○国の基本指針に基づいて、6%以上（5人以上）を地域生活に移行すべき本計画では、本市の実情を考慮し、令和8年度末時点で施設入所者の5人以上が地域生活へ移行することを目指します。
具体的な取組
○障がい者の地域での暮らしをサポートし個々のニーズに対応できるよう、訪問系サービス・日中活動系サービス等の確保や相談支援体制の充実を図ります。

成果目標		考え方
(現状) 施設入所者数	85人	令和4年度末時点の入所者数
(目標) 目標年度の地域移行者数	5人	令和8年度末の施設入所からグループホーム等への移行者数見込み

## 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の考え方
<p>○国の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。</p>
具体的な取組
<p>○令和3年度から、システム構築に係る指標を用いて、壱岐保健所の精神障害者社会参加促進事業及び壱岐障害者地域自立支援協議会地域移行支援会の中で実際に評価を行い、地域課題の抽出にあたっています。今後も、関係者で連携をしながら、指標のより有効的な活用を目指します。</p>

成果目標		考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 か所	令和8年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	令和8年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>○令和 8 年度末までに、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p> <p>○令和 8 年度末までに、各市町村市又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>○令和 3 年度に、市内に地域生活拠点を 2 か所整備しています。今後は機能の充実に向けて、運用状況の検証・検討を年 1 回実施します。</p>
具体的な取組
<p>○緊急時の受け入れ態勢の確保ということで、現在 2 か所の事業所が拠点等として登録していますが、その他の事業所についても壱岐障害者地域自立支援協議会の地域生活支援拠点等部会において制度の周知に努め、更なる登録事業所の拡充に努めます。</p> <p>○また現在、強度行動障がい者を有する障がい者への対応が可能な施設や支援者が不足している状況です。関係機関の連携を図り、どうすれば対応することができるかについての協議をしていきます。</p>

成果目標		考え方
目標年度の地域生活支援拠点等の確保数	5 か所	令和 8 年度末までの拠点数
目標年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1 回	令和 8 年度における検証・検討の場の開催回数
強度行動障がい者を有する障がい者に関する関係機関が連携した支援体制の有無	有	令和 8 年度末時点の支援体制の有無

## 4 福祉生活から一般就労等への移行状況

### (1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
○令和 8 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和 3 年度の一般就労移行者数から 1.28 倍以上とするともに、就労移行支援事業・就労継続支援 A 型事業・就労継続支援 B 型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和 3 年度の一般就労移行者数のそれぞれ 1.31 倍・1.29 倍・1.28 倍とすることを基本とする。
目標設定の考え方
○令和 8 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和 3 年度の一般就労移行者数が 1 人となっていることから、本市では基本指針に基づいて、本計画において 1 人以上とすることを目標とします。 ○また、令和 8 年度における就労移行支援事業・就労継続支援 A 型事業・就労継続支援 B 型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数についても、令和 3 年度の一般就労移行者数が 1 人であるため、それぞれ 1 人以上とすることを目標とします。
具体的な取組
○市内に指定事業所はありませんが、市外在住者が利用することを想定しています。今後は、福祉的就労から一般就労への移行を促進させるために、サービス提供する事業所の開設を働きかけ、サービス提供体制を整える必要があります。

## (2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<p>○令和 8 年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合を 50%以上とすることを基本とする。</p> <p>○令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和 3 年度の 1.41 倍以上とするとともに、令和 8 年度時点における過去 6 年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合を 25%以上とすることを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>○国の基本指針に基づき、令和 8 年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の就労移行支援事業所の割合の目標値を 50%とします。</p> <p>○さらに、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数の目標値を 2 人とするとともに、令和 8 年度時点における過去 6 年間の就労定着支援事業終了者の就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合の目標値を 25%以上とします。</p>
具体的な取組
<p>○現在、市内にサービス提供事業所がないため、今後はニーズの把握に努め、近隣市町に所在する就労定着支援事業所との連携を図ることでサービス提供体制を整えていきます。</p>



## 5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針
<p>○令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○令和 8 年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進する体制を構築することを目標とする。</p>
目標設定の考え方
<p>○吉崎市では令和 5 年度現在、児童発達支援事業所が 1 か所あります。まずは、第 3 期に向けて事業所の機能強化を実施していく予定です。なお、児童発達支援センターについて実情を勘案し、当市においても令和 8 年度を目標にセンター化を目指します。</p>
具体的な取組
<p>○まずは療育における現場の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービス事業の内容・受け入れを充実させます。また、保育所等訪問支援事業については障害児に関わる保育士やその保護者のニーズを的確に把握しながら取り組みます。</p>

成果目標		考え方
児童発達支援センター設置数	1 か所	令和 8 年度末時点における設置数
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の有無	有	令和 8 年度末時点における設置数

活動指標	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	人	0	0	1	2	3	4

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。</p> <p>○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
目標設定の考え方
<p>○現在の体制を維持するとともに、相談支援体制の更なる充実と強化のために、基幹相談支援センターの体制を構築することを目標として検討・調整を進めます。</p>
具体的な取組
<p>○現在、吉野市には3カ所の相談支援事業所があります。各事業所において数人の相談員で対応している状況で、相談支援専門員の資格を有する者の人数も限られている状況です。主任相談支援専門員も不足しており、人材の育成というところで多くの課題を抱えています。今後、相談支援体制を確保・維持し続けるために、研修等を通じて各人のスキルアップを図るとともに、新しい人材の育成も進めていく必要があります。最終的には、基幹相談支援センターの設置を目標とし、事業所全体の相談支援体制の強化を図り、吉野市における相談体制の充実に努めます。</p> <p>○また、協議会において個別事例の検討はあまり行っていないのが現状ですが、今後、専門部会等での個別事例検討を行い、その効果について検討し、サービスの改善等を図ります。</p>

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
目標設定の考え方
○国の基本指針に基づき、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとし、これらに関する目標をそれぞれ定めます。
具体的な取組
○地域課題を壱岐市障害者地域自立支援協議会で抽出し、実現に向けて協議し、行政と障害福祉サービス事業所との連携の強化を図り、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。 ○県が実施する指導監査等を基に、事業所等の適切な運営等に対する指導・助言を行っていきます。

## 第6章 障がい福祉サービスの見込み量

### 1 障がい福祉サービスの見込み量

#### (1) 訪問系サービス

##### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）で、 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

## ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間						
		令和3年度	令和4年度			令和5年度		
		実績	市内	市外	計	市内	市外	計
①居宅介護	人/月	42	36	1	37	36	1	37
	時間/月	598	508	24	532	523	28	551
②重度訪問介護	人/月	2	2	0	2	2	0	2
	時間/月	699	1,262	0	1,262	1,393	0	1,393
③同行援護	人/月	4	3	0	3	3	0	3
	時間/月	21	22	0	22	20	0	20
④行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0

## ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
		市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
①居宅介護	人/月	37	1	38	38	1	39	39	1	40
	時間/月	519	27	546	532	28	560	545	29	574
②重度訪問介護	人/月	3	0	3	3	0	3	3	0	3
	時間/月	1,374	0	1,374	1,496	0	1,496	1,629	0	1,629
③同行援護	人/月	3	1	4	3	1	4	3	1	4
	時間/月	21	2	23	22	2	24	23	2	25
④行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 【第6期における実施状況】

○新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用者は伸び悩んでいます。

### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○新型コロナウイルス感染症も落ち着き、利用者も増加してくると考えられるため、微増を見込んでいます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方で、①49歳以下の場合は障害支援区分3以上(施設入所の場合は区分4以上) ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	就労系障害福祉サービスを利用する意向のある(就労系障害福祉サービスを利用しており、支給決定の更新の意向がある場合を含む。)障がい者。	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A 型	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ① A L S 患者など呼吸管理を行っている障がい支援区分 6 の人 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障がい支援区分 5 以上の人	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	① 障害支援区分が区分 1 以上の人 ② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間									
		令和3年度		令和4年度				令和5年度			
		計画	実績	計画	市内	市外	計	計画	市内	市外	計
生活介護	人/月	81	85	78	35	52	87	77	36	38	74
	人日/月	1,782	1,847	1,738	767	1,103	1,870	1,694	772	1,110	1,882
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	人日/月	10	0	10	0	0	0	10	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	16	15	16	12	0	12	16	13	0	13
	人日/月	272	211	272	151	0	151	272	159	0	159
就労移行支援	人/月	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
	人日/月	23	1	23	0	2	2	23	0	2	2
就労継続支援 (A型)	人/月	6	5	7	0	5	5	8	2	6	8
	人日/月	138	109	161	0	107	107	184	44	131	175
就労継続支援 (B型)	人/月	106	118	113	101	14	115	121	102	14	116
	人日/月	2,332	2,148	2,486	1,878	271	2,149	2,662	1,828	273	2,101
就労定着支援	利用者数/年	2	2	2	0	2	2	2	0	0	0
療養介護	利用者数/年	12	11	12	0	12	12	12	0	12	12
短期入所 (福祉型)	人/月	4	4	4	4	0	4	4	3	0	3
	人日/月	46	30	46	31	0	31	46	37	0	37
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12



### ③サービスの見込量

種 類	単 位	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
		市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
生活介護	人/月	36	49	85	36	50	86	36	51	87
	人日/月	758	1,090	1,848	766	1,103	1,869	766	1,124	1,890
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	13	0	13	14	0	14	15	0	15
	人日/月	164	0	164	177	0	177	190	0	190
就労選択支援	人/月	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	人日/月	0	2	2	0	2	2	0	2	2
就労移行支援	人/月	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	人日/月	0	2	2	0	2	2	0	2	2
就労継続支援 (A型)	人/月	3	6	9	4	6	10	5	6	11
	人日/月	33	134	200	88	134	222	110	134	244
就労継続支援 (B型)	人/月	103	14	117	103	14	117	103	15	118
	人日/月	1,868	282	2,168	1,903	284	2,187	1,916	290	2,206
就労定着支援	利用者数/年	0	1	1	0	1	1	0	1	1
療養介護	利用者数/年	0	12	12	0	12	12	0	12	12
短期入所（福 祉型）	人/月	4	0	4	4	0	4	4	0	4
	人日/月	32	0	31	33	0	33	34	0	34
短期入所（医 療型）	人/月	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	人日/月	12	0	12	12	0	12	12	0	12

#### 【第 6 期における実施状況】

○生活介護については、目標値を上回っており需要が大きいことが伺えます。その他のサービスについては、目標値を下回った数値となっております。

#### 【第 7 期における方針及び確保のための方策】

○令和 4 年度より市内に A 型事業所が参入された為、就労支援に取り組み、自立した地域生活への移行を推進します。

### (3) 居住系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
共同生活援助(グループホーム)	障がい者(身体障がいのある人)にあっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。) )	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間									
		令和3年度		令和4年度				令和5年度			
		計画	実績	計画	市内	市外	計	計画	市内	市外	計
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	61	56	65	20	33	53	65	20	33	53

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
		市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
自立生活援助	人/月	0	1	1	0	1	1	0	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人/月	22	33	55	24	33	57	26	33	59

#### 【第6期における実施状況】

○第6期の見込み量程増加はしておらず、大きな増減もありませんでした。

#### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○令和5年度より市内にグループホームが新設されたことから、利用者の微増を見込んでいます。

## (4) 入所系サービス

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
施設入所支援	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第6期計画期間									
		令和3年度		令和4年度				令和5年度			
		計画	計	計画	市内	市外	計	計画	市内	市外	計
施設入所支援	人/月	80	82	78	35	50	85	76	36	47	83

### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
		市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
施設入所支援	人/月	36	49	85	36	49	85	36	49	85

#### 【第6期における実施状況】

○施設入所者の需要が高く、第6期の見込み量を超える入所者がいました。

#### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○市内事業所については、1ヵ所しかないため、毎年度同数を見込んでいます。

○市外施設については、比較的重度の障害者の入所者が多く退所出来る可能性も低いため同数を見込んでいます。

## (5) 相談支援

### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ・障がい福祉サービスを利用する 18 歳未満の障がい児	（１）サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 （２）継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

### ②サービスの利用実績

種類	単位	第 6 期計画期間									
		令和 3 年度		令和 4 年度				令和 5 年度			
		計画	計	計画	市内	市外	計	計画	市内	市外	計
計画相談支援	人/月	53	51	54	34	18	52	56	33	12	45
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0

### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
		市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
計画相談支援	人/月	34	18	52	35	18	53	35	19	54
地域移行支援	人/月	1	0	1	1	0	1	1	0	1
地域定着支援	人/月	1	0	1	1	0	1	1	0	1

#### 【第6期における実施状況】

○計画相談支援はほぼ計画通りの利用者となったが、地域移行支援・地域定着支援は実績がありませんでした。

#### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○障がい者の自立支援に伴い適切なサービスを利用できるよう、相談支援事業とサービス提供事業間の連携を促進し、支援体制の充実を図ります。

## 2 障がい児福祉サービスの見込み量

### (1) 障害児通所系サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
児童発達支援	人/月	16	15	16	15	16	15
	人日/月	48	27	48	28	48	37
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	34	24	34	21	34	22
	人日/月	358	284	358	249	358	328

#### ③サービスの見込み量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	16	16	18
	人日/月	37	37	37
医療型児童発達支援	人/月			
	人日/月			
放課後等デイサービス	人/月	24	28	28
	人日/月	358	417	417

【第2期における実施状況】

○令和4年度までコロナ禍により通所事業については一時停止等の措置をとっており、利用者の増減はあまり見られませんでした。5年度より相談件数が増加しつつあります。

【第3期における方針及び確保のための方策】

○特に放課後等デイサービス事業については、令和6年度より一事業所で再開予定のため、利用者の増加を見込んでいます。

(2) 障害児訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

② サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

③ サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	1

【第2期における実施状況】

○発達支援事業においては保育士等による不定期的な訪問は実施しているが、個別支援である当事業については実施していない。

【第3期における方針及び確保のための方策】

○まずは保護者のニーズを把握し、保育所等において児童発達支援管理責任者等の専門的な人材の確保と同時に、支援が継続的に必要かを十分に検討し、必要時はサービスの拡充に努めます。

### (3) 障害児相談支援サービス

#### ①サービスの概要

サービス名	主な対象者	サービス内容
障害児相談支援	障がい児通所サービスを希望する児童	<p>■障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

#### ②サービスの利用実績

種類	単位	第2期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害児相談支援	人/月	52	45	52	46	52	55

#### ③サービスの見込量

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	56	58	60

#### 【第2期における実施状況】

○障害児相談支援事業についてはコロナウイルス感染症の影響で、実績は伸びませんでした。

#### 【第3期における方針及び確保のための方策】

○近年、発達障害等の診断件数の増加からも、障がい児の相談支援の件数も増加しつつあります。サービス計画を立て、保護者の負担の軽減を図りつつ、さらに周知・広報に努めます。



### 3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

必須事業と実施している任意事業は、以下の通りです。

区分	実施事業
必須事業	<p><b>(1) 相談支援事業</b> 障がい者が自立して、日常生活及び社会生活を営めるように、障がい者やその保護者、介護者からの相談に応じ、相談内容に適した情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。</p>
	<p><b>(2) 成年後見制度利用支援事業</b> 成年後見制度を利用する必要がある知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度を利用するための金銭的な支援を行い、これらの障がい者の権利擁護を図ります。</p>
	<p><b>(3) 意思疎通支援・手話奉仕員養成研修事業</b> 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいによって、意思疎通が困難な場合、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 ろうあ者等の日常生活を支援する手話奉仕員を養成するために、手話の日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修を実施し、手話奉仕員の強化を図ります。</p>
	<p><b>(4) 日常生活用具給付等事業</b> 障がい者の自立した生活を支援するために、障がいの状況に応じた日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の向上を図ります。</p>
	<p><b>(5) 移動支援事業</b> 屋外での移動が困難な障がい者の外出の支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加を促します。</p>
	<p><b>(6) 地域活動支援センター機能強化事業</b> 地域の実情に応じて障がい者に対し、創作的な活動や生産活動の機会提供や社会との交流促進の場などを供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域での生活支援の促進を図ります。</p>
任意事業	<p><b>(1) 日中一時支援事業</b> 障がい者の日中の活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を支援します。</p>
	<p><b>(2) 訪問入浴サービス事業</b> 障がい者の日常生活を支援するため、自宅等への訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。</p>

## (1) 必須事業

### ①相談支援事業

#### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3

#### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3

#### 【第6期における実施状況】

○第6期においては、3か所で市内全域に対応している状態です。

#### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○第7期も3か所に対応します。

○相談支援事業の充実のために、今後とも、事業所間の連携や情報の共有について検討・協議していく必要があります。

## ②成年後見制度利用支援事業

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

### 【第6期における実施状況】

○第6期では、特に利用がありませんでした。

### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○第7期も1人の利用を見込みます。一般市民だけでなく、地区の民生委員等への制度の説明を行うなど、制度について幅広い啓発活動を行い、利用促進を図ります。

### ③意思疎通支援・手話奉仕員養成研修事業

#### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業	実人数	1	0	1	0	1	0
	設置人数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業（入門編）	実施回数	0	0	1	1	0	0
	実人数	0	0	5	11	0	0
手話奉仕員養成研修事業（基礎編）	実施回数	1	1	0	0	1	1
	実人数	6	5	0	0	5	8

※入門編と基礎編を交互に開催。

#### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業・手話通訳設置事業	実人数	1	1	1
	設置人数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業（入門編）	実施回数	1	0	1
	実人数	6	0	6
手話奉仕員養成研修事業（基礎編）	実施回数	0	1	0
	実人数	0	6	0

#### 【第6期における実施状況】

手話通訳者派遣事業については、特に利用がありませんでした。

#### 【第7期における方針及び確保のための方策】

広報紙等による周知により、聴覚障がい者への支援に努めます。

#### ④日常生活用具給付等事業

##### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	件/年	3	1	3	1	3	3
自立生活支援用具	件/年	3	1	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	5	9	5	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	3	6	0	6	1
排泄管理支援用具	件/年	830	785	840	778	850	776
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	3	2	3	3	3	2

##### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養棟支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	780	790	800
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	3	3	3

##### 【第6期における実施状況】

○全用具を通して、計画よりは若干下回っていますが、利用者数に大きな変動はない状況でした。

##### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○排泄管理支援用具については、若干の利用者の増加を見込んでいますが、その他の用具については横ばいを見込みます。

## ⑤移動支援事業

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
移動支援事業（個別支援型）	実施個所数	7	7	7	7	7	7
	実利用者数	13	7	14	6	15	6
	延べ利用回数／年	245	163	255	121	265	107
移動支援事業（車両移送支援型）	実施個所数	4	4	4	4	4	4
	実利用者数	144	121	154	117	164	115
	延べ利用回数／年	5,184	5,474	5,544	5,835	5,904	5,406

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業（個別支援型）	実施個所数	7	7	7
	実利用者数	10	11	12
	延べ利用回数／年	110	120	130
移動支援事業（車両移送支援型）	実施個所数	4	4	4
	実利用者数	120	130	140
	延べ利用回数／年	5,571	5,617	5,663

### 【第6期における実施状況】

○第6期では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数は若干減少しています。

### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○利用者の高齢化等により利用の増加が見込まれるため、第7期は若干の増を見込量としています。今後も、広報紙等による周知を図り、移動に困難がある障がい者の、自立生活及び社会参加の更なる推進に努めます。

## ⑥地域活動支援センター機能強化事業

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
地域活動支援センター事業	か所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数/月	100	96	102	95	105	106

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所数	1	1	1
	実利用者数/月	100	100	100

### 【第6期における実施状況】

○コロナウイルス感染症の影響で利用者が一時的に減少しましたが、令和5年度には回復傾向が見られました。創作的活動を行う日中活動の利用者も少しずつ微増傾向にあり、地域交流や相談の場として定着しています。

### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○障がい者の方の社会参加や、障害についての理解・普及啓発も含め、さらに多様な役割を担い、地域活動支援センター事業を通じて地域生活の支援促進を図ります。

## (2) 任意事業

### ①日中一時支援事業

#### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
日中一時支援事業	人/年	5,831	4,222	6,307	3,858	6,783	4,074

#### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	4,165	4,760	5,355

#### 【第6期における実施状況】

○新型コロナウイルス感染症等の影響で延べ日数は減少傾向にありましたが、令和5年度は回復傾向がみられました。

#### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○第7期も増加を見込んでいます。日常活動の場及び社会に適応するための日常的な訓練活動の場を提供します。



## ②訪問入浴サービス事業

### 【サービスの実績】

種類	単位	第6期計画期間					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問入浴サービス事業	人/年	180	88	180	96	180	160

### 【サービスの見込量】

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	180	180	180

### 【第6期における実施状況】

○新型コロナウイルス感染症等の影響で延べ日数は減少傾向にありましたが、令和5年度は回復傾向がみられました。

### 【第7期における方針及び確保のための方策】

○第7期については、利用者の増加を見込んでおり、若干の増を見込んでおります。

## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

障がい者にかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっています。福祉部門が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。障がい児についても、庁内関係各部門と連携を図りながら、支援が必要な子どもの健全育成に努めます。

また、計画の推進にあたっては、が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する住民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

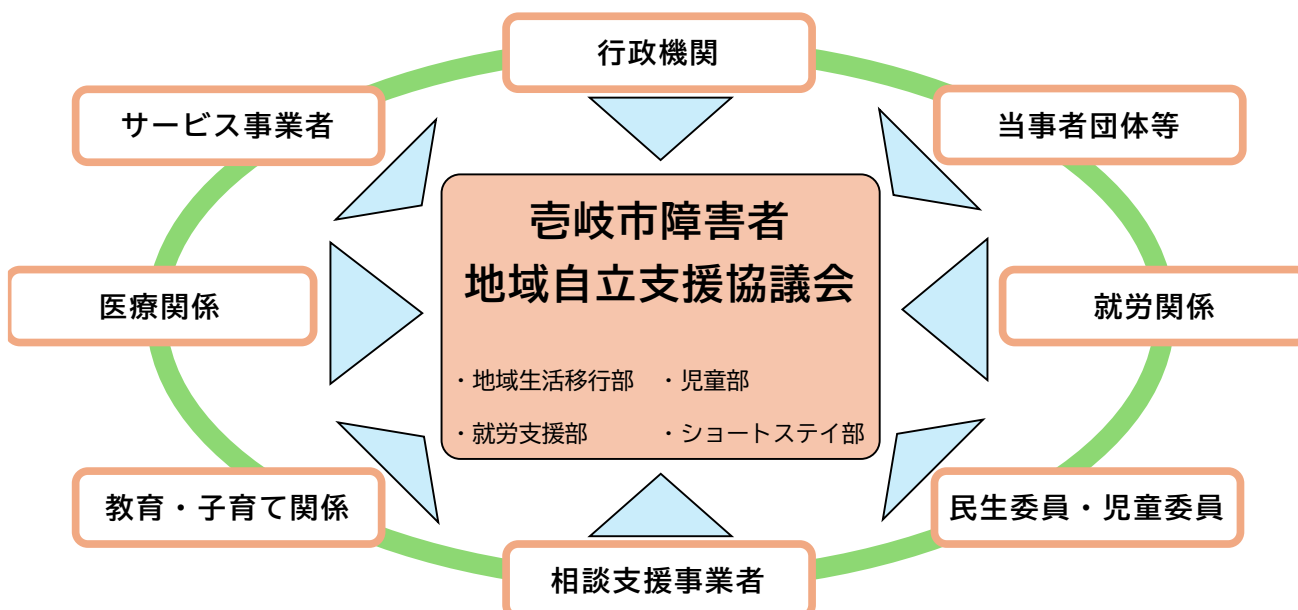
### 2 協議会の設置・運営

障害者総合支援法では、相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、「協議会」が位置づけられています。吉崎市においても、障がい者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成される「吉崎市障害者地域自立支援協議会」が設置されています。

同協議会を中心として、障がい者の視点に基づく相談支援事業、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源や障がい福祉施策への反映、地域の関係機関のネットワーク構築等に向けた協議等を実施していきます。

また、各専門部会において、この3年間の主要な課題を設定し、それに対する年間計画を立てて、効率的な運営を行っていきます。

■ 吉崎市障害者地域支援協議会の組織図（イメージ図） ■



### 3 PDCAサイクルによる評価と見直し

計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

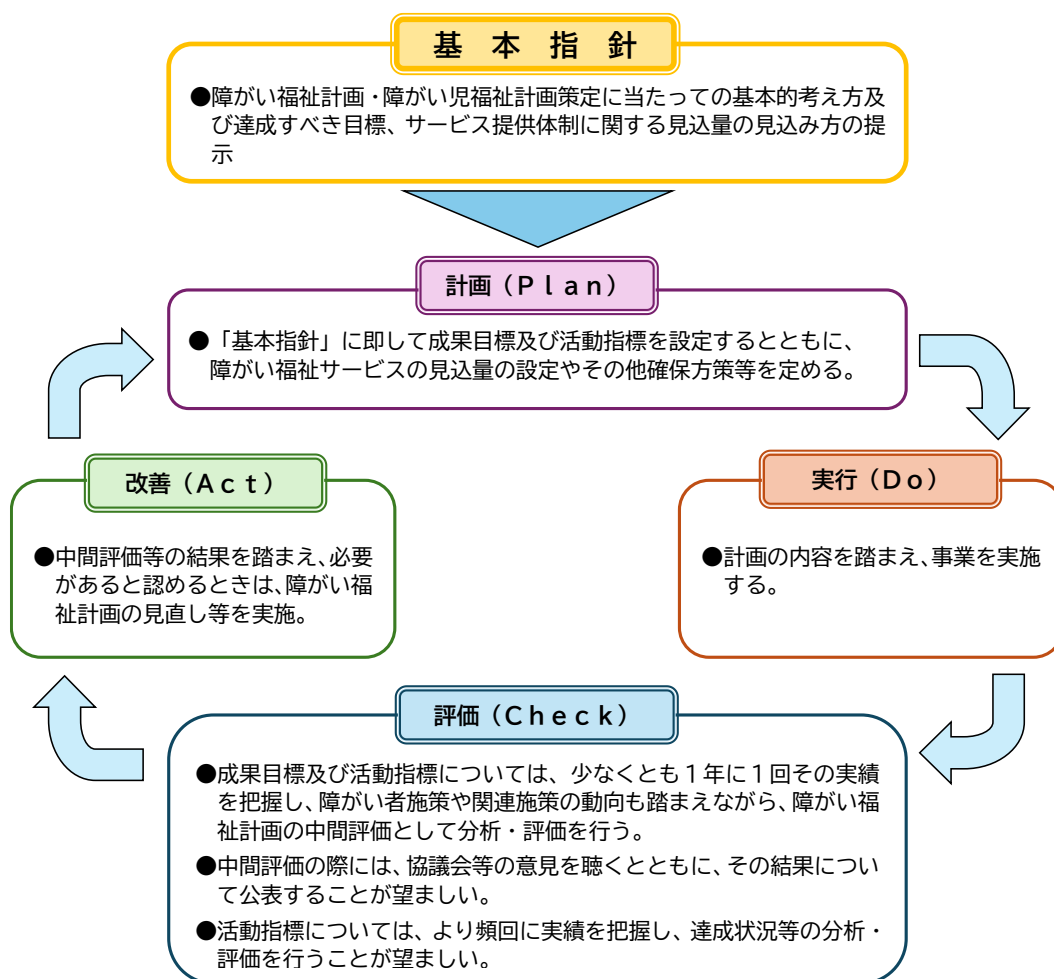
そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

また、成果目標と活動指標は、基本指針に示す成果目標と活動指標の関係に基づき設定し、PDCAサイクルに従って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、竜崎市障害者地域自立支援協議会において、点検・評価します。

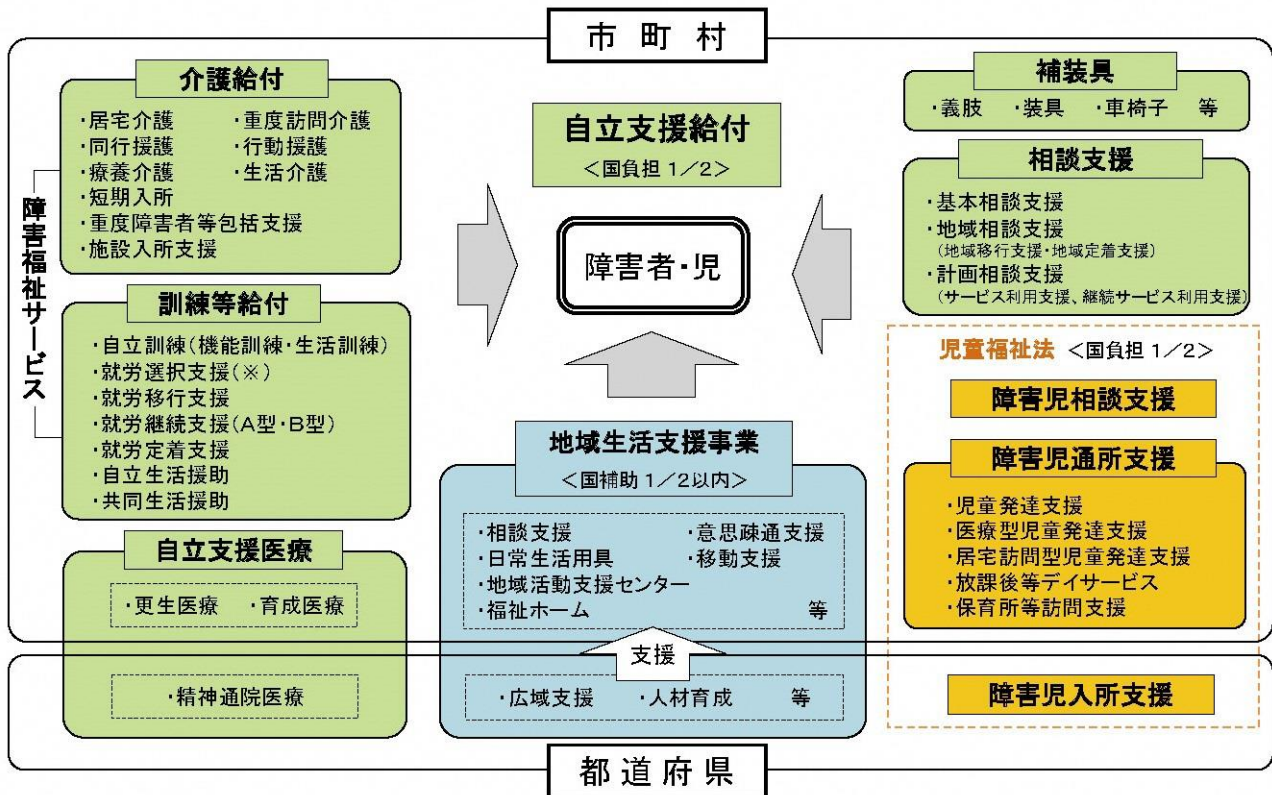
その点検・評価の結果を受けて、計画の見直し等、施策への反映を行います。

#### ■ 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ ■



# 資料編

## ■ 障がい福祉サービス等の体系と種類



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

出典：令和5年度版障害者白書（内閣府）

# ■ 吉崎市障害者地域自立支援協議会設置規則

平成 21 年 1 月 1 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吉崎市附属機関設置条例(平成 18 年吉崎市条例第 9 号)により設置された吉崎市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく障害者の施策の実施に当たり、障害福祉に携わる関係機関が連携し、相談支援の円滑な推進を図り、地域における障害者の福祉の向上を図るとともに、関係機関のネットワークの構築強化及び社会資源の開発、改善等を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、協議会員 20 人以内をもって組織する。

2 協議会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障害者代表
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他必要と認められる者

(任期)

第 4 条 協議会員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の協議会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 協議会員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、協議会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した協議会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議事項)

第 7 条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 吉崎市障がい者計画の策定、進捗管理等に関すること。

- (4) 吉岐市障がい福祉計画の策定、進捗管理等に関する事。
- (5) 障害者各関係法令の周知、進捗管理等に関する事。
- (6) 社会資源の情報の収集及び提供体制に関する事。
- (7) 困難事例への対応及び調整に関する事。
- (8) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (9) その他障害者の自立に関し必要な事項に関する事。

(意見の聴取)

第 8 条 協議会は、その掌握事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第 9 条 協議会に専門の事項を調査審議するため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、次に掲げる者のうち専門部会のテーマごとに専門的実務経験を有する者により組織し、意見聴取のために、協議会員以外の者に出席を依頼することができるものとする。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他の関係者

3 専門部会は、必要に応じて第 11 条第 1 項に規定する調整機関が招集する。

(秘密保持)

第 10 条 協議会員及び協議会に出席した者は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について他に漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(調整機関)

第 11 条 協議会の調整及び庶務を執り行う機関(以下「調整機関」という。)は、市民部市民福祉課及び吉岐障害者地域活動支援センターとする。

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 協議事項、参加関係機関の決定等協議会開催に向けた準備に関する事。
- (2) 協議会の議事運営に関する事。
- (3) 協議会の記録の作成及び資料等の保管に関する事。
- (4) 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する事。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 9 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## ■ 壱岐市障害者地域自立支援協議会委員名簿

番号	所属機関	役職	氏名
1	壱岐医師会	理事	赤木 保久
2	壱岐市社会福祉協議会	事務局長	豊島 政浩
3	(福) 結の会	管理者	米村 和久
4	(福) 和光会	施設長	榎本 竜太
5	(福) 米寿会	主任職業指導員	小畑 雅信
6	(特) のぎく	事務長	品川 直毅
7	壱岐市身体障害者福祉協会	会長	品川 洋毅
8	障害児を守る親の会たんぼぼの会	会員	坂口 喜子
9	精神障害者当事者会 SUNSUN クラブ	会長	野村 幸市
10	長崎県虹の原特別支援学校 壱岐分校 高等部	部主事	中村 正之
11	長崎県虹の原特別支援学校 壱岐分校 小中等部	部主事	相川 久雄
12	壱岐市教育委員会	指導主事	赤木 進也
13	対馬公共職業安定所壱岐出張所	就職促進指導官	福見 千隆
14	壱岐島リハビリテーション研究会	会長	小金丸 敬仁
15	壱岐市民生委員児童委員連絡協議会	会長	福田 豊治
16	長崎県壱岐保健所	企画保健課長	寺崎 秀子
17	壱岐市健康増進課	課長	小金丸 茂美
18	壱岐市保険課	課長	村田 靖
19	壱岐市いきいろ子ども未来課	課長	渡野 浩司
20	壱岐市市民福祉課	課長	吉田 博之

任期 令和8年9月30日

吉岐市 障がい福祉計画（第7期）  
障がい児福祉計画（第3期）

---

発行日：令和6年3月

発行：吉岐市

編集：市民部 市民福祉課

〒811-5192 長崎県吉岐市郷ノ浦町本村触 562

TEL：(0920) 48-1116（直通）

<https://www.city.iki.nagasaki.jp/>